

中国で失踪



中華人民共和国で
恣意的に拘束された
ご家族を救うための手引き

保护卫士
人权基金会

safeguard
DEFENDERS

Safeguard Defenders について

Safeguard Defendersは、2016年に設立された人権NGO(非政府組織)。特に、人権をめぐる状況がアジアで最も厳しい環境において、基本的人権の保護、法の支配の推進、地域の市民社会および人権活動家の能力向上を目的とした活動や支援を展開しています。

<https://safeguarddefenders.com> |
[@safeguarddefend](#) | [@safeguarddefenders.bsky.social](#)

©2025 Safeguard Defenders

表紙担当: Yettesu

デザイン担当: Safeguard Defenders

執筆・調査担当: Safeguard Defenders 無断転載禁止

本書の全部または一部を、出版社や著者の明示的な書面による同意なしに、グラフィック、電子、機械などのいかなる方法でも複製、送信、保存することは、報道や批評などの目的上正当な範囲で行う場合を除き、禁じられています。

キーワード: 中国、人権、恣意的拘束、ウィーン条約、領事保護

初版発行: 2025年2月

謝辞

Safeguard Defendersは、ハンドブックの作成にあたり、インタビューに応じてくださった多くの方々、ならびに作成の初期段階からフィードバックを寄せてくださった方々に感謝申し上げます。ご協力いただいたのは、弁護士やNGO職員の方も含まれますが、そのほとんどは、中国で恣意的に拘束された経験のある方や、拘束された方の支援者(家族や友人)です。中国政府からの報復を恐れ、匿名を条件に話してくださった方も多数います。ハンドブック各所に掲載したインタビューは、基本的に無記名で引用しています。氏名の掲載を許可された方は次の通りです: マイケル・キャスター氏、ニック・コイル氏、ピーター・ハンフリー氏、マイケル・コブリグ氏、チェン・レイ氏、リー・チンユー氏、リー・ミンチェ氏。

引用

本ハンドブックでは2種類の引用欄を使用します：

匿名(過去に拘束されたことのある人、またその友人や家族などの支援者の言葉)


“すべての大使館は、中国で拘束されている自国の市民について、また彼らがどう扱われているかについて、お互いにもっと情報共有すべきです。さらに彼らの家族にも、可能な限り共有すべきです。”

引用文(公式な条約・協定・法律からの引用)

“領事官は、留置され、勾留され又は拘禁されている派遣国の国民を訪問し、当該国民と面談し及び文通し並びに当該国民のために弁護人をあっせんする権利を有する。

領事関係に関するウィーン条約

付録

詳細は付録のリンクからご覧いただけます。ハンドブックの内容と関連する場合、番号付きのクリップアイコンを添えていますので、該当する番号の付録をご確認ください。例えば、4は付録4をご覧ください。

序文

2020年8月14日、暖かい典型的な北京の午後のことでした。前の晩のディナーで飲みすぎたのか、二日酔い気味でしたが、カフェイン一杯さえあれば、どうにかなるものです。その日も忙しい日でした。新型コロナの規制により、世界の多くの地域が封鎖下にある中、北京の生活はほぼ通常通り。その日は、友人たちとパブで自分の41歳の誕生日を祝う予定でした。

すべてが一変したのは、同日の夜9時ごろ。私のパートナーのチェン・レイに、深刻な事態が起きていることが明らかになった時のことです。その時点で数名の友人から電話があり、前日の朝以降、誰も彼女と連絡が取れていないことが分かりました。

彼女との再会は、それから39か月後のことです。

私は、2013年より北京にある中国オーストラリア商工会議所(AustCham China)のCEOを務めていました。豪州外務貿易省(DFAT)と毎週のように連絡をとっており、中国政府の動きについての知識や、助言を得るのにふさわしいネットワークもありました。次に起こる事態に対しそれなりに備えることのできる人がいるとすれば、それは私だったと思います。

でも実際、備えられる人などいません。

このような状況下でまずすべきことは、愛する人が今どこにいて、どんな状況に置かれ、どうすれば助けられるのか、できる限り情報を集めることです。Safeguard Defendersは、中国の特殊な拘束施設でレイに何が起きているか理解する上で、非常に重要な情報源となりました。その後、カイリー・ムーア・ギルバート氏(イランで拘束)やショーン・ターネル氏(ミャンマーで拘束)、ピーター・グレスティ氏(エジプトで拘束)、マイケル・コブリグ氏(中国で拘束)をはじめとした、同様の経験をした人たちと知り合いました。マイケルは、レイと同じ施設で同じ時期に拘束されていました。

レイと同様、カイリーもショーンもピーターもマイケルも、普通に仕事をしていたある日突然、連れ去られました。レイは、英語で放送される中国国営テレビ局CGTNのアンカーでした。レイの失踪から数日後、自分の姉のサリーに今後どうなると思うか聞かれた時のことを覚えています。私は言いました。「(当局が)情報を求めているだけなら数日で終わるだろうし、場合によっては何年もかかるだろう。たぶん後者になると思う」と。残念ながら、私の発言は現実のものとなりました。

拘束から3年以上の月日が経過し、レイが釈放されると知ったときの安堵と喜びは計り知れません。彼女が一刻も早くオーストラリアの家族の元に帰れるよう、自分がやったことすべてを、今一度振り返りました。うまくいったこと、いかなかったこと。やるべきだったこと、間違えたこと。こうした状況に攻略法などありませんが、現在はカイリーとショーン、そしてオーストラリアに帰国したレイと一

緒に立ち上げたNGO「Australian Wrongful Arbitrary Detention Alliance(AWADA)」を通じ、同様の状況に置かれた人々を支援する活動に取り組んでいます。

私が何を学んだか?多くの中から一つ挙げるとすると、Safeguard Defendersのようなりソースは不可欠だということです。またこれは人生のほとんどの物事について言えることですが、経験に勝るものはないということ。だから同様の経験をした人を見つけ話してみることです。私と同様、誰もが支援を惜しまないでしょう。

愛する人を助ける上で、自国政府のやり方に賛同できないこともあるかもしれませんが、その援助はほぼ確実に解決策へとつながるはず。それを忘れないでください。

感情は、あなたの原動力となりえますが、同時に判断を鈍らせる原因にもなります。戦略の策定と実行において協力してくれる人たちの「連絡先保管棚」をつくりましょう。あなたにとっての最悪な日でも、拘束下にある人にとっての最高の日よりましなはず。ですから、感情に流されることなく、常に明晰かつ理性的な判断を下さなくてはなりません。拘束下にある人に劣らない判断力と強靭性を発揮しなくてはならないのです。

外の世界で、あなたがあらゆるリソースを活用しつつ冷静沈着な姿勢で手続きを進め、政治面においても自国政府と生産的な協力関係を構築していることが伝われば、人生で最も困難な時期を乗り越える助けになるでしょう。

あなたの仕事は、愛する人がこの事態を乗り越えられるよう支援し、帰宅できるようあらゆる手を尽くすこと。

悲しいことに、レイが直面した状況は、中国だけでなく他の国でも増加傾向にあります。ハンドブック「中国で失踪:中華人民共和国で恣意的に拘束されたご家族を救うための手引き」、ならびにSafeguard Defenderの他のレポートや手引きは、このような制度が個人の人生をいかに破壊するかについて理解を深めるため、また不運にも、中国による恣意的拘束という政策の影響を直接受けることになってしまった人々にとって必読の書です。

Safeguard Defendersの皆様、中国のこうした問題を社会に周知し、必要とする人に実践的助言を提供する活動に心より感謝申し上げます。

私の思いと祈りは、今日、恣意的拘束下にある人々、そして彼らの身を案じる人々と共にあります。

ニック・コイル
2024年10月

はじめに

12

| | |
|---------------------|----|
| ハンドブックの目的 | 16 |
| 中国における身柄拘束手続き | 18 |

中国に行く前に

20

| | |
|--------------------|----|
| 二重国籍者が直面する危険 | 22 |
|--------------------|----|

失踪

24

| | |
|-------------------------------------|----|
| ご家族が失踪した場合にすべきこと | 26 |
| 外国人市民を拘束した場合、中国政府は通知する法的義務を負う | 36 |
| 領事関係に関するウィーン条約 | 36 |
| 二国間領事条約 | 36 |
| 領事条約に定められた中国の義務 | 38 |
| マイケル・コブリグ氏のケース | 40 |
| 初めての領事面会に向けた準備 | 42 |

拘束

44

| | |
|-----------------------------|----|
| 家族が拘束されていることを確認。その次は? | 46 |
| 指定場所での居住監視(RSDL)の生活 | 50 |
| 拘置所の生活 | 54 |
| 女性の被拘束者 | 56 |
| 精神の健康と体力の維持 | 58 |
| 健康問題への対処 | 60 |
| 領事面会 | 62 |
| 領事面会の権利と頻度 | 62 |
| 領事部が受け渡しできるもの | 64 |
| 領事面会の内容 | 65 |
| 領事支援の限界 | 68 |
| 弁護士への依頼 | 70 |
| 弁護士の探し方 | 70 |
| 中国における法律の限界 | 74 |
| 中国において優秀な弁護士ができること | 76 |
| メディア対応 | 78 |
| メディア戦略の策定 | 80 |
| メディアの関心を集める | 81 |
| 過剰なメディアへの対応 | 82 |
| 協力者を探す | 84 |
| 市民団体 | 84 |
| その他の協力者 | 85 |
| 雇用主 | 86 |
| 中国国営メディアへの対応 | 87 |
| セルフケア | 88 |

裁判と判決

90 

| | |
|-----------------------|-----|
| 裁判..... | 92 |
| 裁判までにかかる期間..... | 92 |
| 裁判当日(たった1日で終わり!)..... | 94 |
| 裁判傍聴のため中国に行くべきか?..... | 96 |
| 判決と量刑..... | 97 |
| 刑務所での生活..... | 98 |
| 中国の刑務所からの釈放..... | 100 |

付録

102 

| | |
|-----------------------|-----|
| 付録1:領事部連絡先..... | 102 |
| 付録2:法律と領事条約..... | 104 |
| 中国の法律..... | 104 |
| 領事条約..... | 104 |
| 付録3:協力者..... | 106 |
| 付録4:追加資料..... | 108 |
| オンラインセキュリティ..... | 108 |
| 中国の監視居住(RDSL)と拘束..... | 109 |
| 恣意的拘束..... | 110 |
| 中国における法の支配..... | 111 |
| 付録5:ブックリスト..... | 112 |

はじめに

中華人民共和国において、政治的動機に基づく外国人の逮捕はますます増加し、残された家族や友人たちは愛する人を探す中、その不透明な司法制度を前に無力感に打ちひしがれています。このハンドブックは、そんな彼らのためのものです。



ここ数年、中華人民共和国において外国人が失踪し、その後、秘密裏に拘束されているところを発見される事例が相次ぎ、もはや衝撃をもって受けとめられなくなりました。

恣意的拘束の多数が報道されない一方、オーストラリア人のヤン・ヘジュン氏とチェン・レイ氏、イギリス人のイアン・ストーンズ氏、台湾人のモリソン・リー氏とリー・ミンチェ氏、日本人の岩谷将氏と鈴木英司氏、香港人のサイモン・チェン氏など、メディアで名前が報じられたケースもあります。

習近平が総書記に就任した2012年以降、外部に対し徐々に門戸を閉ざしてきた中国。同時に、政治的動機に基づいた外国人の拘束を、ますますあからさまに行うようになりました。これらの中には、外国政府に対する圧力や処罰を目的とする中国政府の「人質外交」の事例も含まれます。「国家安全保障の重要性の高まり」というのが、よく使われる拘束の名目です。

状況は深刻化の一途をたどり、2021年にはカナダ政府が「国家の関係における恣意的拘

束に反対する宣言」^{①②}を公表し、各国政府に署名を促す国際イニシアチブを立ち上げたほどです。中国を名指しこそしなかったものの、その背景には、2018年にカナダが米国の犯罪者引渡し要請に基づき中国人企業幹部の孟晩(もうばんしゅう)氏を逮捕したことへの報復として、中国政府がカナダ人のマイケル・コブリグ氏とマイケル・スパヴァー氏を不当に拘束した事件があります。中国は、マイケル氏ら2名の拘束について一線を越えた自覚があったものの、カナダ政府の宣言発表について「卑劣で偽善的な行為」と反発しました。宣言には、ハンドブック作成時点で78カ国が署名しています。

2023年と2024年に中国が実施した2つの重要な法改正もまた、^{①②}中国の外国人に対する不信感の高まりを浮き彫りにしています。改正されたのは、国家秘密保護法(2024年5月)と反スパイ法(2023年7月)です。

改正国家秘密保護法は、法の適用範囲を「業務上の秘密」にまで広げ、中国に進出した外資系企業を脅かしました。また中国の多くの法律と同様、その文言は曖昧で、何が「業務上の秘密」にあたるのか、その定義について中国当局に幅広い裁量を与えています。

2014年の反スパイ法導入以来、特に日本人と台湾人を中心にスパイ容疑で拘束される外国人が増加しました。続いて2023年の同法の改正を受け、スパイ行為の定義が大幅に拡大されたため、理論的には**公共の場での撮影、中国国外のSNSへの投稿、情報検索、経済データ収集、友人とおしゃべり、非公式の宗教儀式への出席などが犯罪行為とみなされる可能性があります**。改正法が施行されたのと同じ日、普段は秘密主義的な中国の国家安全部がWeChat(中国のSNS)上に初めて公式アカウントを開設。初期の投稿はすべて、外国人スパイの危険性について中国国民に警告する内容でした。

こうした変化を受け、多くの外国政府が渡航勧告の公式サイトを通じ、中国における恣意的拘束の危険性を警告しています。台湾政府による警告は特に露骨で、「絶対に必要な場合」

以外は中国に行かないよう市民に呼びかけています。そのきっかけとなったのは、国家秘密保護法の改正に加え、2024年夏に中国政府が発表した「頑固な」台湾独立派への死刑適用という脅迫的な指針です。

愛する人が中国で失踪した場合、この国の秘密主義的な法執行制度を理解するのは非常に困難です。その理由は下記のとおりです：

- 中国政府は、拘束した外国人に関する情報を適宜当該国政府に提供し、面会させるという領事義務を繰り返し妨害している。
- 弁護士へのアクセスはかなりの割合で拒否または制限される。また拘束施設の環境は過酷で、拷問や自白の強要が横行している。
- 国家安全保障にかかわる犯罪の場合、拘束された者は「指定された場所での居住監視(RSDL)」と呼ばれる、隔離された「裏監獄」に収容される。また国家安全保障は、非公開で裁判を行う口実にも使われる。
- 中国の司法制度には法の適正な手続きがほとんど存在せず、逮捕された場合、ほぼ100%有罪判決を受ける。

母国で帰りを待つ家族や友人にとって、これは恐ろしい状況です。効果的な支援を提供するためのリソースを、各国の領事部や政府が保有していないこともあります。このハンドブックの目的は、読者が拘束されたご家族の一番良き支援者となれるよう、その一助となることです。ハンドブックでは、中国の法執行制度と司法手続きについて説明した上、大使館や領事館の領事部ができること、中国で弁護士を見つける方法、メディアと連携する方法をまとめています。また、さらなる支援や助言を提供できる協力者についてもご紹介しています。

各章は、拘束プロセスの段階ごとにまとめられています。失踪に始まり、次の段階である公判前勾留、最後は裁判で締めくくります。このハンドブックで参照されている資料はすべて、巻末の「付録」に掲載されています。該当リンクは付録にありますので、こちらのアイコン📎を探してください。

当ハンドブックに記載されている情報は、指針としてのみ使用されることを意図しており、法的な助言を提供するものではありませんので、何卒ご了承ください。



日本

中国では、「国家安全に危害を与える」とされる行為は、**国家安全部門に長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、裁判で有罪となれば、懲役などの厳重な刑罰を科されるおそれがあります。**



米国

出国禁止を含む**現地の法律の恣意的な執行や、不当な拘束のリスク**があるため、中国大陸への**渡航を再考してください。**



台湾

不要不急の渡航は避けてください。中国共産党は近年、国家安全保障法の適用を拡大し続けており、**台湾人が違法に拘束され、取り調べを受けるケースが多発しています…**



英国

英国籍を含め、**不当に拘束されるリスク**があります。



オーストラリア

中国当局は「国家の安全を脅かす」という理由で外国人を拘束しています。オーストラリア人は、**恣意的な拘束や、広義の国家安全保障法を含む現地法の厳しい執行の危険にさらされるおそれがあります。**



カナダ

中国では、**現地の法律が恣意的に執行されるされるリスク**があるため、高度な注意を払うようにしてください。

上記は各国政府の公式サイトから引用した2024年8月時点の渡航勧告。

ハンドブックの目的



中華人民共和国において、政治的動機に基づいた外国人の逮捕はますます増加しています。残された家族や友人は、愛する人を探す中、この国の不透明な司法制度を前に無力感に打ちひしがれています。このハンドブックは、そんな彼らのためのものです。

ハンドブック「中国で失踪」の主な目的は、中国で拘束されたご家族を探す方のための総合案内窓口となり、資料や情報を提供することです。その一環として、中国の法執行や司法制度がどのように機能しているか、また被拘束者の国の政府および中国政府が被拘束者に対して負う義務について説明します。さらに有能な弁護士を探す方法やメディア対応の戦略、そして拘束されたご家族をよりよく守り助けられるよう、協力者を探す方法もご紹介します。

第二の目的は、中華人民共和国における外国人の恣意的な拘束が増加していること、またその際、適正な手続きが欠如していることについて認識を高めることにあります。さらにハンドブックでは、外国政府が中国で拘束された自国市民の権利を守るため十分手を尽くしていないことや、中国政府が国際義務違反を繰り返した場合にその責任を十分追求していないことについても指摘しています。

なお、ハンドブックは、中国で恣意的に拘束された人、中国で恣意的に拘束された人のご家族や友人、中国の人権弁護士、中国で恣意的に拘束された人を弁護した経験のある法律専門家らへの数十回に渡るインタビューに基づいて作成されています。ここに掲載されている引用は、これらのインタビューから抜粋したものです。発言者のプライバシーと安全を守るため、また中国共産党からの反発を防ぐため、匿名にしています。彼らの言葉が、読者の皆様の手引き、そして支援となることを願っています。

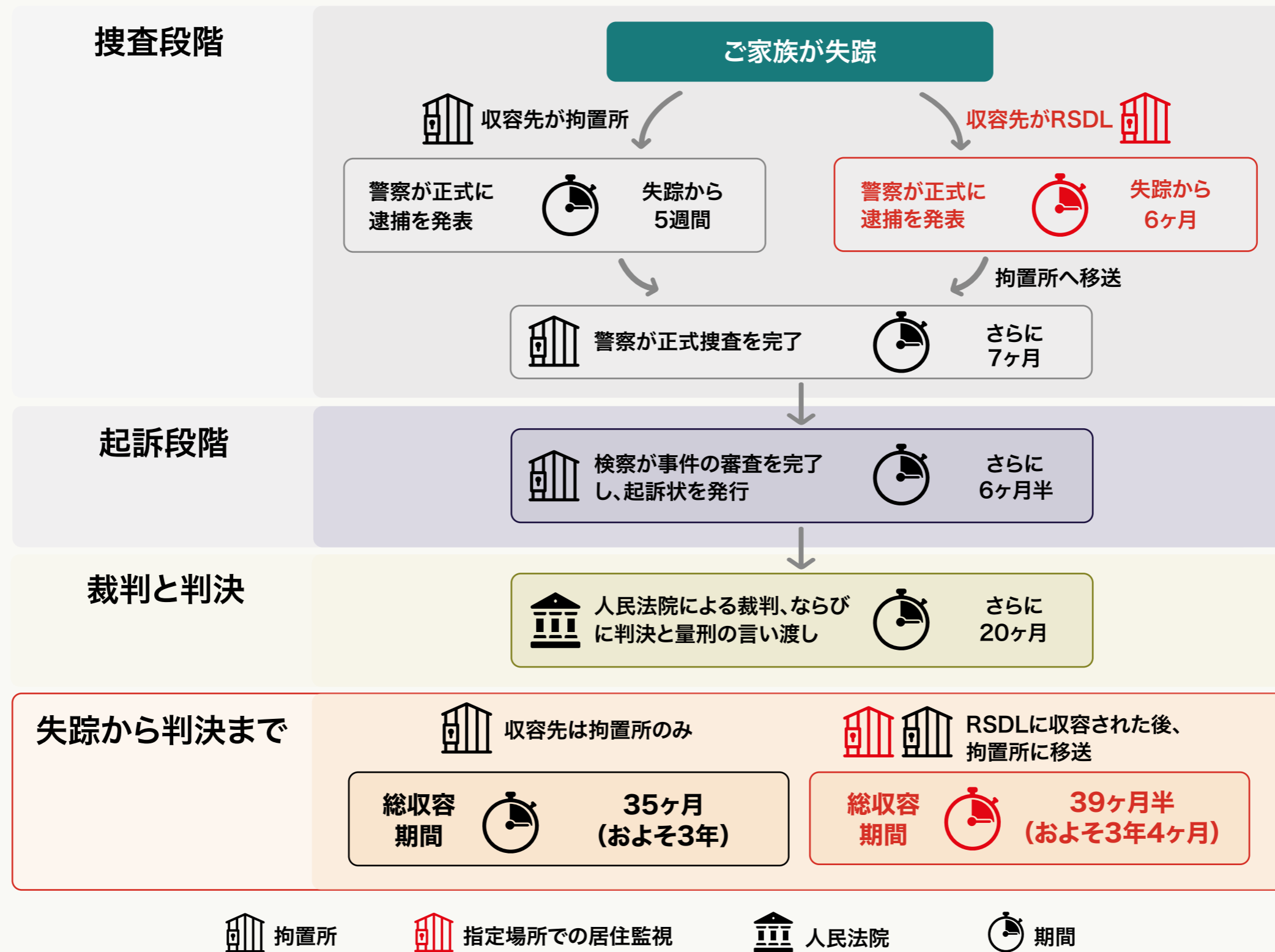
中国による違反

このハンドブックでは、中華人民共和国が日常的に領事関係に関する国際条約や二国間条約に違反している事例や、外国人被拘束者の扱いにおいて自国の国内法にすら違反している事例を多数紹介しています。カナダ人のマイケル・コブリグ氏のケースにおいて中国政府が違反した領事関係に関する条約のリストは、40～41ページに掲載されています。こうした違反について問題意識を共有する国の政府は、一致団結して対応すべきです。

もし、ご家族が中国によるこれらの違反行為の被害者となっているのなら、あなたの懸念を自国政府に伝え、さらにご家族の権利についてあなたが理解していることも伝えた上、中国政府に対し断固たる対応を促すことが重要です。違反について中国当局の責任が厳しく追求されないのであれば、外国籍市民にとってのリスクは高まるばかりです。

中国における身柄拘束手続き

中国における身柄拘束手続きは長く、また秘密主義的です。失踪から判決や量刑の決定までに3年以上かかることもあります。その過程の重要な局面を下記の表にまとめています。(期間についてはおおよそのもので、法律に基づく最長の期間を示していますが、上級当局の承認があれば、さらに延長される可能性もあります。)



中国に行く前に

個人所有のデバイスを中国に持ち込まないこと。普段使っている携帯電話やパソコンはすべて家に置いてきてください。その代わり連絡を取り合えるよう、一時的に使用するデータが空の状態のデバイスを持参し、一時的に使用するメールやSNSアカウントを設定しましょう。」

大使館や領事館に正確かつ詳細な情報を適宜提供できるよう、やるべきこと:

- **ご家族の旅程詳細を把握する。**宿泊先や出席する会議の日時と場所、会う予定の相手の身元と連絡先、中国国内旅行の日時などが含まれます。
- **すべての旅行関連書類のコピーを取る。**パスポート、航空券、ビザ、ホテルの予約確認書、中国国内旅行で使用する切符や航空券、招聘状などが含まれます。
- **事前に大使館に通知する。**中国にあるご自分の国の大使館に渡航の予定を伝え、拘束された場合の主な連絡先となる人を決めてください。少なくとも事前登録制度がある場合(例えば、カナダと米国は制度を設置、英国とオーストラリアは設置なし)、ご家族が滞在することを大使館や領事館の領事部に登録しておく必要があります。
- **可能であれば、中国国内の信頼できる連絡先を把握しておく。**中国国内に連絡できる人がいれば、非常に助かります。何が起きているのか知る手助けをしたり、外国から対処できない問題に対処したりなど、「現場対応員」となってくれるはずです。
- **中国に到着したら、定期的に(できれば毎日)安否確認の連絡を取る。**それにより、ご家族がいつどこで失踪したか特定し、予定していた時間に安否確認ができなかった場合、すぐに大使館や領事館の領事部に連絡できます。
- **拘束を通知する暗号メッセージを用意しておく。**没収される前に携帯を使用するチャンスがあれば(可能性は低いと思いますが)、何が起きたかについてできる限り多くの情報を伝える暗号メッセージを用意しておきましょう。例えば、どの警察当局か、その場所や理由などに関するメッセージです。

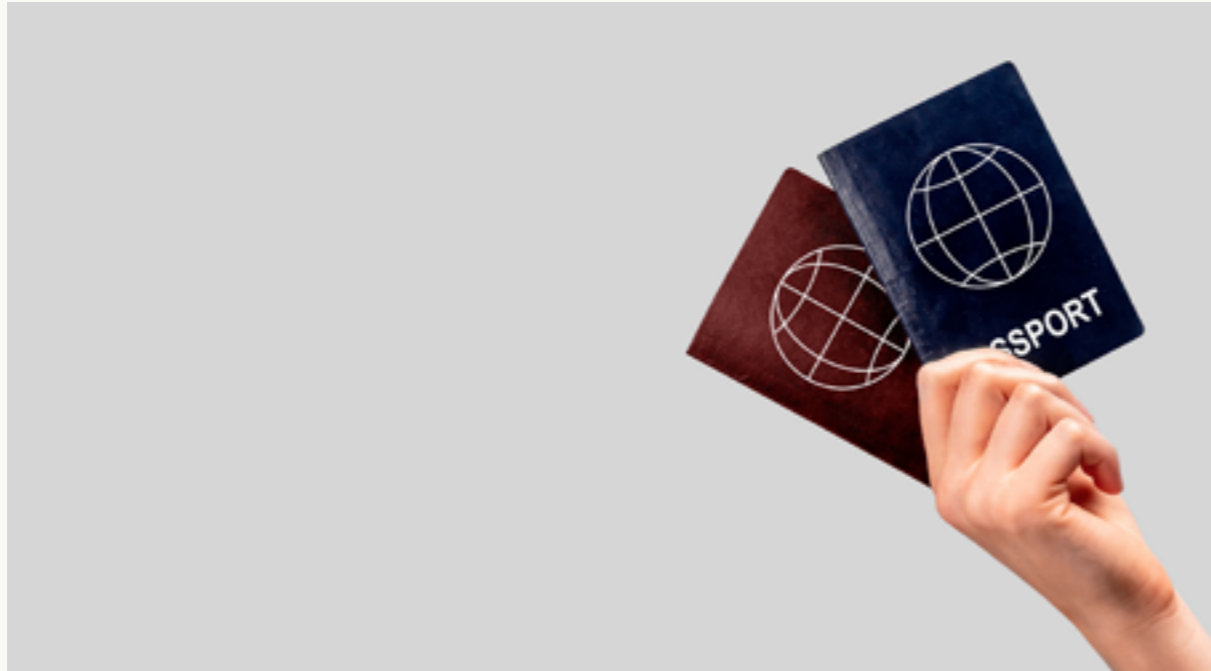
領事部が中国政府に情報を請求できるよう、やるべきこと:

- **拘束された場合、領事面会を希望すること、また事前に指定した人に個人情報を開示することに同意した、署名入りの宣誓書を準備しておく。**これにより、拘束されたことを確認し、最初の領事面会を手配するプロセスを短縮できます。
- **ご家族の健康状態や服用している薬のリストを持っておく。**必要な医薬品が必ず提供されるよう、この情報を領事部に伝えます。場合によっては、ご家族のケースが優先されるよう、病状に関する緊急性を訴えましょう。

逮捕されたご家族を助けるためにやるべきこと:

- **個人所有のデバイスを中国に持ち込まない。**デバイスに保存された個人情報に警察がアクセスするのを防ぐため、普段使っている携帯電話やパソコンはすべて自宅に置いてきてください。その代わり連絡を取り合えるよう、一時的に使用するデータが空の状態のデバイスを持参し、一時的に使用するメールやSNSアカウントを設定しましょう。
- **委任状を作成する。**これにより弁護士への依頼や、国際機関に代理人を派遣する際の時間を短縮できます。また、こうした手続きにかかる費用を確保し、口座の安全を守るため、ご家族の銀行口座に第三者がアクセスできるよう許可をもらっておくと良いでしょう。これは通常、渡航前にしかできないことです。
- **緊急時対応計画を策定すること。**拘束された場合、ご家族はあなたに何をしたいのか、誰に連絡をすべきか、メディアに連絡して欲しいのか、またどの段階でそうして欲しいのかなど、確認しておきましょう。送って欲しい本やものなどのリストも作っておくと良いでしょう。

二重国籍者が直面する危険



[オーストラリア政府は]、二重国籍者がオーストラリアのパスポートを使用せずに中国に入国した場合、援助を提供することができません。また、あなたが過去に中国国籍を保有していた場合、中国当局はあなたを中国人として処遇し、オーストラリア領事部へのアクセスを拒否する恐れがあります。

オーストラリア外務貿易省



二重国籍者がもう一方の国籍の国で収監された場合、英国大使館は国際法上、公式に援助を提供することができません。領事職員は、現地当局が認める範囲で非公式な援助を提供します。

在中国英国大使館

中国は二重国籍を認めていません。そのため、中国のパスポートを保有している場合、たとえ他の国籍を保有していたとしても、中国国民として扱われます。つまり、拘束された場合、領事ができることはほとんどないということです。台湾のパスポートを保有する台湾人や二重国籍者のリスクも高くなります。少なくとも、中国に渡航する際、中国と台湾のパスポートは自宅に残し、それ以外のパスポートで入国するようにしましょう。

中国の国籍法¹² 第9条は、中国国民が自らの意思で外国の国籍を取得した場合、自動的に中国国籍を失うと規定していますが、中国政府はしばしば、二重国籍者を中国籍として扱います。家族が中国で出生している場合、渡航前に中国国籍を正式に放棄していることを確認した上、それを証明する書類を入手しておきましょう。ただし、そのような場合であっても、中国は自国に有利であると判断した場合、一方的に放棄した国籍を復活させるので注意が必要です。¹⁴

失踪

愛する人が拘束されている状況で、自分が何かやっているのだと思うことは重要です。それは支えになります。自分が何もできないなんて最悪の気分です。自分が役に立っているという実感が必要でした。

この段階で起きていること

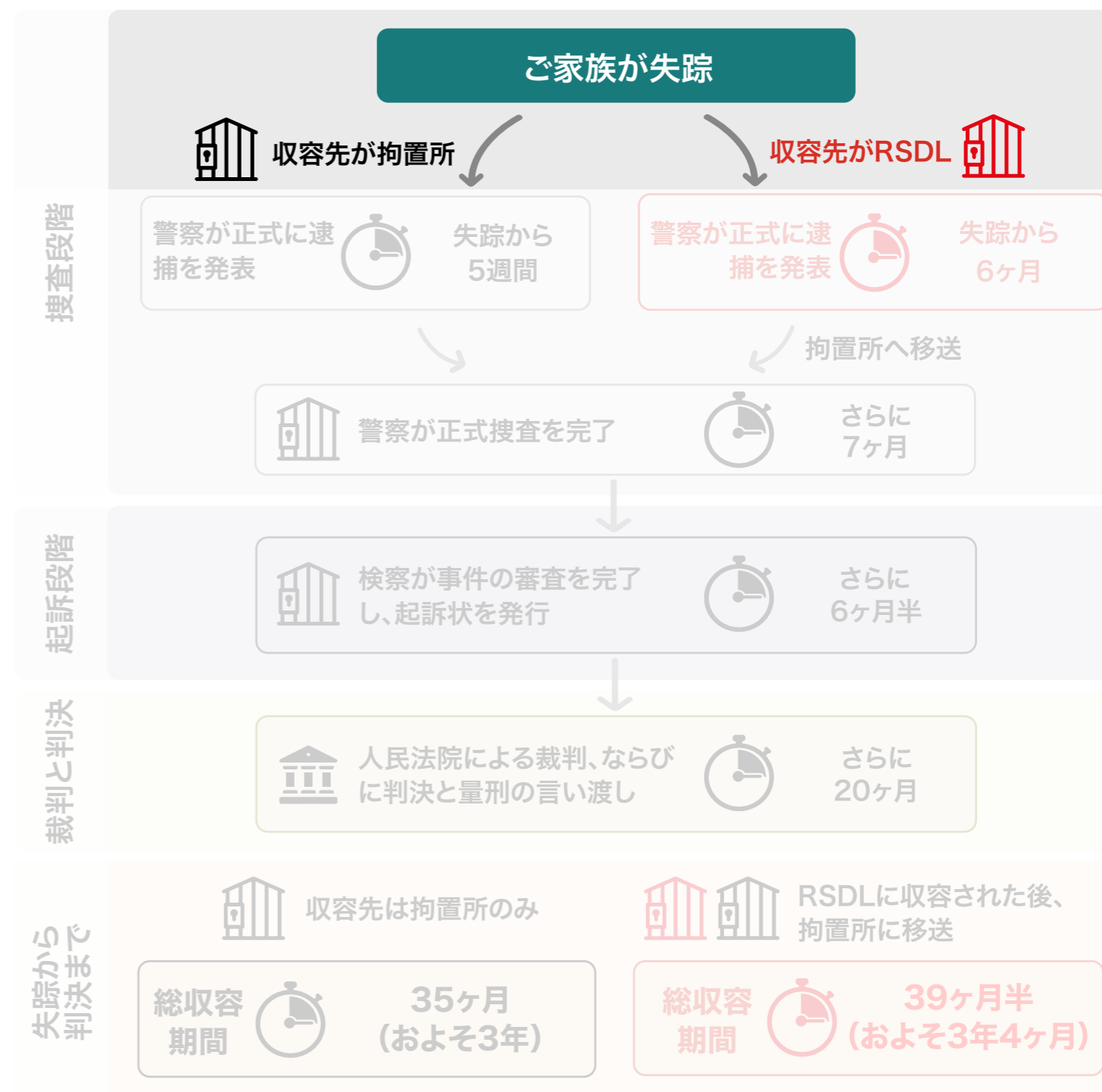
ご家族はメッセージにも、電話にも応じず、約束していた安否確認の連絡もありません。失踪です。

通常、中国があなたの国の政府に拘束の事実を告げるまで1～2週間かかりますが、それ以上かかる場合もあります。また、あなたの国の個人情報保護に関する規則のため、領事部からの連絡までにさらに時間がかかる場合もあります。

何の知らせもないこの期間は、恐ろしいほど長く感じられるでしょう。けれど、その間にできることがあります。

この間にできること…

- 失踪が拘束によるものであることを示す証拠を収集する
- 緊急領事サービスに連絡する
- 協力者を探し始める
- 初めての領事面会に向け準備する



ご家族が失踪した場合にすべきこと

1



本当に失踪したかどうか
確認する

2



大使館や領事館の領事部
に連絡する

3



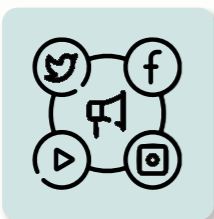
協力関係を築き、相談相
手を探す

4



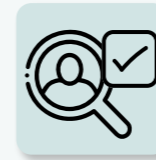
大使館や領事館の領事部
への情報提供を継続する

5



メディア戦略を練る

1



本当に失踪したかどう
か確認する

拘束を疑う理由を詳細に記録しましょう。例えば、安否確認の連絡に応じない、会議
に出席していない、数日間メールや電話に応じないなどを記録します。

可能であれば、中国にいる信頼できる知り合いに頼み、本人のアパートやホテルなど
の滞在先に行ってもらいましょう。中に入ることができれば、拘束を裏付ける証拠の
確認も頼みます。例えば、パスポートやパソコン、その他のデバイスがなくなっていな
いか確認してもらい、その写真も送ってもらいましょう。普段こういったものがどこに
あるか事前に把握しておくことも必要です。

警察の許可を得てご家族が電話してきたら、できるだけ多くの情報を聞きましょう。
逮捕された当局の名称(地区も含む)や、拘束されている場所、その理由なども聞いて
おきます。

速やかに領事部に連絡することで、例えば連絡が取れない理由は拘束ではなく入院
であったなど、迅速に情報を入手できる場合があります。

ご家族が失踪した場合にすべきこと

2



大使館や領事館の領事部に連絡する

失踪が確認されたら、まず大使館や領事館の領事部に連絡しましょう。

連絡する領事部は、拘束された場所、もしくは拘束されたと思われる場所から一番近いところ、および北京の大使館です。① また、あなたの国の外務省の緊急領事サービスにも連絡しましょう。

注：欧州連合(EU)加盟国の市民の方は、自国の大使館に加え、北京にある欧州連合代表部にも連絡しましょう。② 欧州からの協力は、あなたの国の政府にとって重要な支えとなるでしょう。

領事部に伝えるべきこと

最初の電話をかける前に、時間をかけて考えをまとめ、伝えるべきことを書き出します。失踪の詳細、ご家族が恣意的に拘束されたと考えるに足る証拠をすべて記録しておきます。

領事部がすぐに力になってくれないこともあるでしょう。また経験の浅い職員が電話に出ることもあります。非常に不安だと思いますが、落ち着いて、丁寧に、粘り強く対応することが重要です。

- 言語の問題で意思疎通ができないと感じた場合、誰かに代わってもらうよう丁寧に頼みましょう。意思疎通ができる相手と話せるまで電話をかけ続けます。
- 話した相手が事態を深刻に受け止めていないように感じられたら、電話をかけなおし、別の人に代わってもらうよう伝えましょう。より上級の外交官の名前を調べ、その人に代わるようお願いすることもできます。

“大使館職員は、最初は力になってくれないかもしれませんが、あきらめないでください。粘り強く頼み続けることが大切です。あなたが中国国外にいる間、大使館は中国国内の情報を得る重要な窓口となります。”

- 外出などの一時的な音信不通ではなく、なぜ拘束された可能性が高いと考えるのか、大使館に分かってもらう必要があります。
- ご家族が恣意的に拘束されたと考える理由と、誰が拘束していると思うのか、説明しましょう。
- 拘束を示す証拠を提供します。例えば、スーツケースはあるのにパスポートや電子機器は見つからない、仕事に行っていない、安否確認の連絡が取れないなどです。これらを裏付けるスクリーンショットや写真も添えましょう。
- 普段、連絡が取れなくなるなどない、ということを強調して伝えます。
- 失踪したご家族のフルネーム、パスポート番号、中国の住所、最後の連絡、住んでいた場所など、できる限り多くの情報を領事部に伝えます。
- 中国政府や公安の関与を示唆する背景についても説明しましょう。例えば、中国でどんな仕事をしてきたかや、同様の状況の外国人が恣意的に拘束された事例などです。

2



大使館や領事館の領事部に連絡する

“ 領事部の職員と良好な関係を築くこと。それは大きな力になります。 ”

領事部への伝え方

丁寧に、でも粘り強く。親しみを持って、でも真剣に。そして感情的にならないよう心がけましょう。効果的なコミュニケーションが取れるよう、冷静かつ落ち着いた態度で接しなければいけません。メールでの連絡を提案されるかもしれませんが、納得できないのなら、毎日電話で最新情報を尋ねましょう。

「領事関係に関するウィーン条約」や中国との二国間条約に基づく被拘束者の権利（領事部に拘束の事実を通知することや領事面会など）を再確認します。事前にご家族から領事部との連絡窓口となることを指定されている場合、そのことを明記したご家族の署名入りの文書（もしあれば）をスキャンして送信します。

大使館や領事館職員が適切に対応してくれない、と感じたら

この分野に詳しい信頼できる人権NGOに連絡しましょう。③ 領事部に電話をかけ、領事面会の予約や深刻な事態について説明するのを手伝ってくれるはずですよ。

領事部との連絡係1名を決める

初期段階であっても、できる限り速やかに主な連絡窓口となる担当者を、関係者の皆で決めておきましょう。領事部から情報を伝えやすくなり、あなた側も対応しやすくなります（これについては47ページをご覧ください）。

あなたが失踪者のご家族ではない場合

領事部は、ご家族以外の人とのやり取りに応じない場合があります。事情を理解している失踪者のご家族に間に立ってもらおうよう頼むか、もしくは中国に出発する前に、あなたが公式連絡窓口となることを明記した署名入りの書類を作成し、公証役場で認証してもらいましょう。

“ 平静を保つこと。一日中ずっと、常に最新情報を確認したくなりますが、それだと極度の疲労を避けられません。そのせいで、まともな判断ができなくなると、それこそ救出活動に支障をきたします。 ”

ご家族が失踪した場合にすべきこと

3



協力関係を築き、相談相手を探す

ご家族に何が起きたのかを領事部が確認し、あなたに知らせるまでに数日から数週間かかるかもしれません。けれど、その間にできることがあります：

- 領事部に定期的に電話し、ご家族のケースについてリマインドする。
- NGOについて調べ、連絡する。NGOは領事部への連絡やメディア対応についてサポートした上、今後の課題について説明してくれるでしょう。⑬
- お住まいの地域の政治家や議員が助けてくれる可能性も。彼らに失踪したご家族について説明し、何が起きたか知るため協力をお願いしましょう。頼れる協力者になってくれるかもしれません。
- 中国にいる知り合いや、特に中国で拘束されたり、刑務所に収監されたりしたことのある人（ジャーナリストや弁護士、ビジネス関係者、政治家、学者など）に連絡する。彼らが支援してくれる人を知っているかもしれません。⑬

行き詰まることも多いかもしれませんが、今こうしたことに取り組むことで、数週間後あるいは数ヶ月後に向け、よりよく準備することができます。また状況を変えようと自ら動くことで、平常心を保つ助けにもなるでしょう。

4



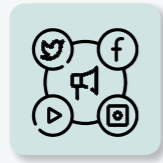
領事部への情報提供を継続する

領事部が中国側からの回答を待つ間、中国国内の友人や知人から情報を得られる可能性もあります。例えば、ご家族が拘置所に収容されている場合、同じ施設に収容されていて弁護士と話すことを許されている人や、すでに釈放された人から話を聞くことができるかもしれません。

どんな情報でも、分かり次第すぐに領事部に知らせましょう。

“連絡はすべてメールで、と言われたけれど、毎日電話しました。私の声を聞いて、(彼のことを)考えて欲しかったから…毎日電話することで真剣さが伝わり、領事部の職員も取り組まなければならないと感じるはずです。”

5



メディア戦略を練る

メディアに話すかどうか、初期段階で決める必要があります。

初期段階では、「水面下」で釈放を実現するわずかなチャンスがあるのだから、波風を立てない外交手段の方が有効であり、沈黙を貫くべきだと主張する人もいます。一方、失踪を公にすれば、中国が拘束の事実を早期に公表せざるを得なくなり、あなたの国の政府に対しても、ご家族の救出を求める圧力を強めることができると考える人もいます。沈黙を望む中国に対し、責任追及の一步として声を上げるべきだという考えです。

“騒いだ方が効果的!”

“家族の救出に向けた可能性を残す上で、中国政府が公式に拘束を認める前にメディアに暴露するのは賢明ではありません。”

どちらの戦略を取るべきか、この問題に詳しい人に助言を求めましょう。NGOの職員や学者、信頼できるジャーナリスト、友人などの協力者も、冷静な立場から相談やアドバイスに応じられるはずです。

また、ご家族が中国に行く前に話し合っておくのも良いアイデアです。万が一に備え、どうして欲しいか確認しておきましょう。

“私の場合、メディアに取り上げられたことが非常に効果的だったと思います。釈放後、私に対する拷問や敵意がなくなったのは、このことが世界中に報じられたのと同じ日だったことがわかったからです。”

“事実は、メディアで報じられる前に明確にしておいた方が良く、しばらく待つべきだと思います。”

外国人市民を拘束した場合、 中国政府は通知する法的義務を負う

領事関係に関するウィーン条約

領事関係に関するウィーン条約第36条(b)には、**12** 接受国(中国)は、外国政府の領事部に対し、当該国民を逮捕したことを当該国民の要請があるときは「遅延なく」通知しなければならないと明記されています。また中国は、領事代理人に連絡する権利を被拘束者に「遅延なく」通知しなければいけません。しかし、中国は常にこの義務を怠っています。

連れ去られた直後にご家族が領事との面会を要請することは重要です。中国側からの申し出を待つべきではありません。

プライバシーへの配慮から、政府の多くは、被拘束者の許可を得るまで、その家族に連絡しないことがあります。被拘束者との最初の領事面会が行われるまで、その家族に連絡しない場合もあります。領事関係に関するウィーン条約は、領事との面会を保障しているものの、最初の面会までの期限は定めていません。

また、領事部からあなたへの情報共有について、ご家族が速やかに許可することも重要です。

領事関係に関するウィーン条約は、接受国に対し、被拘束者から領事機関にあてたいかなる通信も、遅延なく送付することを義務付けています。中国はこの義務も日常的に怠っています。

“中国は、通知を遅らせたり、拘束の理由を明確にしなかったり、領事面会を遅らせたりするなど、領事関係に関するウィーン条約や二国間条約に日常的に違反しています。”

二国間領事条約

中国政府は多くの国々と領事関係に関する二国間条約を結んでいます(38~39ページ参照)。その中には、外国政府が中国に対して当該国市民の拘束について通知する際の期限を定めたものもあります。定められた期限は通常、2日~5日間です。また条約によっては、被拘束者の許可を得るという要件を無効にした上、拘束の通知から領事面会までの最長日数を設けているものもあります。

あなたの国の政府が中国と二国間条約を結んでいるかどうか調べましょう。12** その条約にどのような権利が盛り込まれているのか調べた上、必要であればその知識を利用して大使館に働きかけます。**

拘束されていることが確認されるまでにかかる時間

領事部から知らせが届くまでに数週間以上かかる場合があります。
その理由は:

- 外国人市民を逮捕した当局が領事部に通知する必要があるから(通常ファックスで通知され、週末や祝日が入るとさらに遅れる)
- 領事部が被拘束者の家族に知らせる上で、被拘束者の許可を取らなければならないが、領事面会が行われるまで許可を取れない場合があるから

中国の領事条約の義務

| 領事関係に関する条約／二国間条約の相手国 | 相手国の領事部に通知する際、被拘束者本人の許可は必要か？ | 拘束から領事部への通知までの最長日数 | 領事面会を許可するまでの最長日数 | 失踪初日から最初の領事面会までの最長日数 | 領事面会の頻度 | 領事部から被拘束者への物資受け渡しの可否 | 領事部による裁判傍聴の権利の有無 |
|--------------------------------|------------------------------|--------------------|------------------|----------------------|--------------------|----------------------|------------------|
| 領事関係に関するウィーン条約 | 必要 | 「遅延なく」 | 記載なし | - | 面会する権利以外記載なし | 記載なし | 記載なし |
| 日本 | 不要 | 4日 | 記載なし | - | 「遅延なく」面会する権利以外記載なし | 記載なし | 記載なし |
| カナダ | 記載なし | 「遅延なく」 | 2日 | - | 要請ベースで少なくとも月1回 | 可 | 有 |
| 米国 | 記載なし | 4日 | 2日 | 6日 | 要請ベースで少なくとも月1回 | 可 | 有 |
| オーストラリア | 不要。ただし被拘束者が明確に要請した場合を除く | 3日 | 2日 | 5日 | 要請ベースで少なくとも月1回 | 記載なし | 有 |
| 英国 | 記載なし | 7日 | 2日 | 9日 | 要請ベースで少なくとも月1回 | 記載なし | 記載なし |

マイケル・コブリグ氏のケース



カナダの元外交官マイケル・コブリグ氏は2018年12月、中国の国家安全部に拘束されました。中国による人質外交の典型例です。コブリグ氏は、対イラン制裁違反の疑いで米国から指名手配されていた中国人企業幹部がカナダで逮捕された直後に、もう一人のカナダ人と共に拘束されました。恣意的に拘束されてから2年以上を経た2021年3月、でっちあげのスパイ容疑でコブリグ氏に対する非公開の審理が行われました。コブリグ氏は2021年9月に釈放され、カナダに強制送還されましたが、その数時間後には、中国人企業幹部が米国との司法取引により釈放されました。コブリグ氏の拘束をめぐり、中国政府は、国際条約で定められた領事義務に繰り返し違反したのです。

| 中国側の義務 | 実際のコブリグ氏のケース |
|---|---|
| 逮捕した当局は被拘束者に対し、被拘束者本人が自国大使館に自分の状況について知らせる権利、領事面会を受ける権利、物資を受け取る権利があることを伝えるべき | 「私を拘束した北京市国家安全局職員は、これらのことを一切私に知らせなかった。」 |
| 領事面会は少なくとも月に一回実施されるべき | 「コロナ期間中、2020年2月から9月にかけて、また2021年3月にも、これについて違反が繰り返された。」 |
| 中国は、被拘束者から領事部へのいかなる通信も「遅延なく」伝えるべき | 「カナダ大使館に送った通信の中には、送信を拒否されたものも多数あった。最初の6ヶ月間は、何を書くことも許されなかった。」 |
| 領事部職員は、食料、衣類、医薬品、本、筆記用具を提供できる | 「食料入りの小包や大半の医薬品、筆記用具は、拘束期間中ほとんど受け取ることができなかった。2018年12月から2019年3月まで、読み物を受け取ることができなかった。2020年1月から7月までの大半の期間、本も受け取れなかった。」 |
| 領事は裁判を傍聴することができる | 「これも却下された。」 |

初めての領事面会に向けた準備



領事面会の時間は約30分で、通常、中国の安全当局の職員が同席しています。この際、拘束の件について議論することは禁止されています。

最初の領事面会でご家族から許可をもらうまで、領事部はあなたに拘束の事実を伝える権限がない場合があります。それでも、最初の面会であなたからご家族へのメッセージを伝えてもらうよう要請することはできます。

拘束されたことにショックを受けているはずですので、あなたが解決に向け動いていること、必ず乗り越えられることを伝え、心の支えになりましょう。また拘束はご家族のせいではないこと、家族の皆が支えになることを伝えましょう。ご家族が罪悪感を感じる必要は一切ありません。

弁護士との面会まで数ヶ月かかる可能性があることや、十分検討し納得がいくまで、警察に協力する必要がないことも、領事部から伝えてもらいます。また不当な扱いや拷問を受けた場合、直ちに領事部に報告するよう、領事部からご家族に伝えてもらいましょう。

最初のメッセージを書く際の注意点:

▶ 要点を抑える

領事面会は、1回わずか30分!メッセージは簡潔に、要点だけ伝えます。

▶ 心の支えになる

子どもやペットの世話、中国に置いてある荷物を自宅に送ることなど、実務的なことはすべて引き受けると伝えます。ご家族がそんな心配をせずに済むように。

▶ 要望を聞く

自分に何をしたいか、何を送ってほしいか、尋ねましょう。

▶ 事務手続きを確認する

銀行の支払いや請求書など、事務手続きに必要な情報はすべて聞いておきましょう。パスワードなどを聞く場合、同席している警察に全部聞かれていることをお忘れなく。二人の間で決めている暗号などはありますか?

▶ ポジティブに

あなたが支えとなり、一緒に必ず乗り越えられると伝えましょう。ご家族が罪悪感を感じる必要はありません。母国の皆からの支援の気持ちも伝えましょう。

▶ 落ち着いて

感情的になってはいけません。ご家族を助けるために全力を尽くし、安心させることが、あなたの仕事です。

拘束

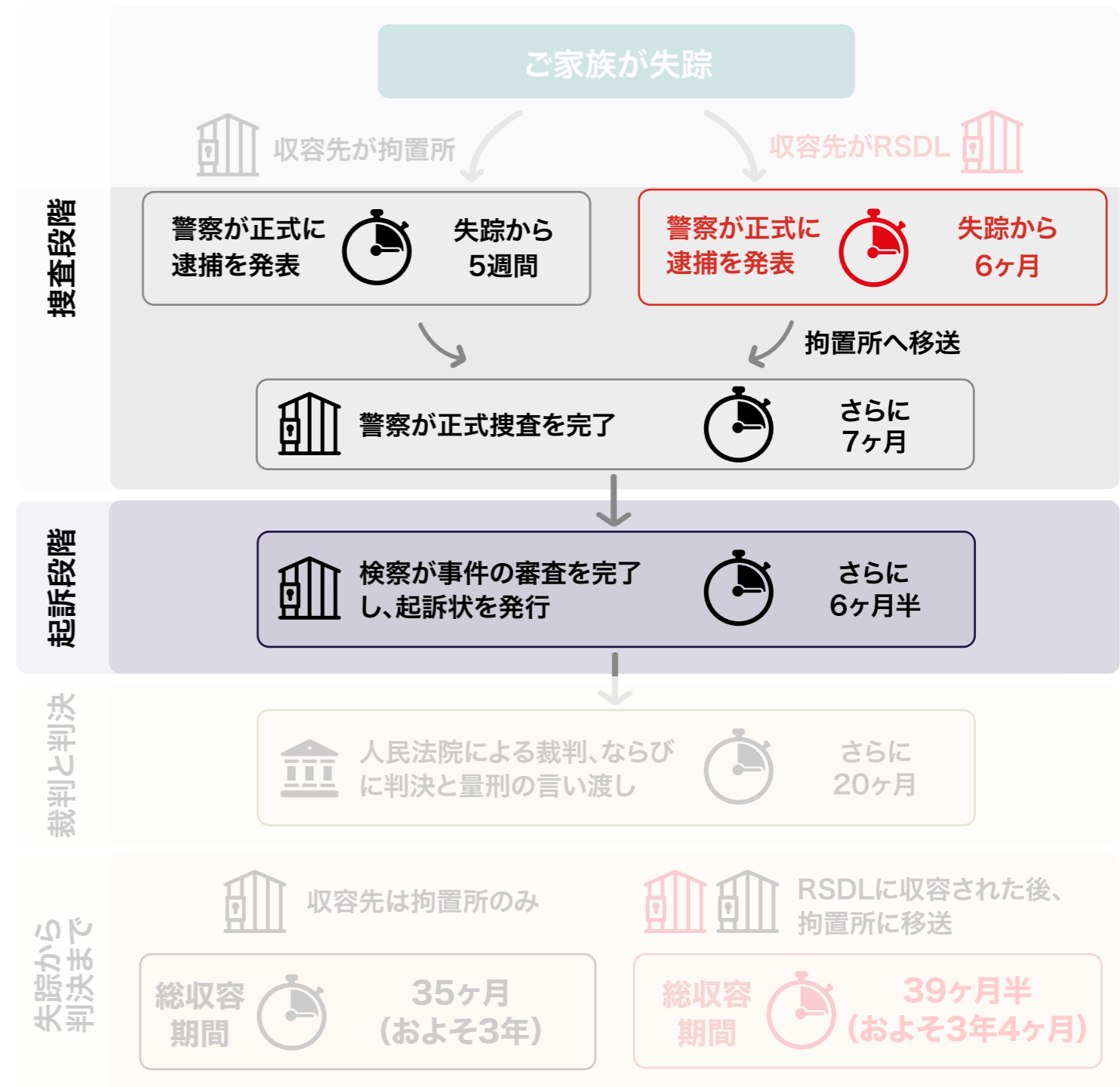
国家安全部はブラックホール。

この段階で起きていること

ご家族は正式に拘束されました。公判前勾留です。収容されている可能性があるのは拘置所、もしくは拘置所に移送されるまでの数ヶ月間、RSDLと呼ばれる特殊施設に収容されている可能性があります。この間、月一回の領事面会は許可されますが、弁護士との面会が許可されるのは、数ヶ月あるいは1年以上かかることもあります。

この間にできること…

- 弁護士に依頼する
- メディア戦略を策定する
- 協力者を増やし、専門的な助言を求める
- 政府に働きかけ、ご家族への支援を要請する
- SNSやGoFundMeなどを活用し、支援や情報を求める
- 領事面会でご家族に手紙や物資などを渡してもらう
- 自分のメンタルをケアする



ご家族が拘束されたことを確認。その次は？

1



中国に行くべきか？

行くべきでないと言い切れるでしょう。公判前の勾留期間、中国国内でできることはほとんどなく、国外にいた方ができることは多くあります。中国の法律上、公判前勾留の間、家族との面会権はありません。

2



ご家族はどこで拘束されているのか？

ご家族は、他の被拘束者と共に拘置所に収容されているか、もしくはRSDLと呼ばれる特殊施設(50ページ参照)に隔離収容されている可能性があります。正式な逮捕は、被疑者が拘置所にいる場合37日以内に、RSDLの場合6ヶ月以内に行わなければいけません。正式に逮捕された後、RSDLに収容されていた被疑者は拘置所に移送されます。

3



家族や友人の誰かを連絡係に指定する

家族や友人たちと一緒に、この件の主な連絡係1名を早い段階で決めておくと、支援に関連するその後の手続きをより円滑に進められます。連絡を取り合う相手は、領事部や政府関係者(プライバシーの問題から、通常、1人で行うことが多い)、弁護士やメディアです。担当者以外は、裏でサポートすることができます。担当係を1名(多くても2名)のみ置くことで、支援活動を効率的に進め、一貫したメッセージを伝えることができます。

“ どう支援すべきかについて、家族の中で意見が分かれることがあります。どの弁護士に依頼すべきか、この件を公にすべきかどうか、メディア戦略をどうするか、といったことです。拘束されている家族を助ける中で、余計な対立は回避すべきです。 ”

ご家族が拘束されたことを確認。その次は？

4



拘束中のご家族はいつ、弁護士に面会できるのか？

理論的には、拘束後数日以内に面会できるはずですが、数週間から数ヶ月かかることもあります。中国の刑事訴訟法第34条によると、拘束されたその日から弁護士に依頼する権利があります。また第39条によると、拘留所は弁護士の要請から48時間以内に、被拘束者と弁護士を面会させる義務があります。しかしながら、中国の拘留所は、弁護士との面会を妨害することで知られています。そのため、弁護士との面会までに数週間から数ヶ月、国家安全保障に関わる事件の場合は1年かかることさえあります。RSDLに拘束されている場合、弁護士との面会が叶うことは、まずありません。

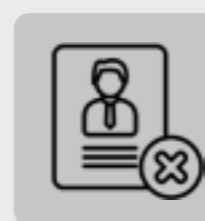
5



保釈申請は可能か？

理論的には可能なはずですが、実際に申請できることはまずありません。保釈が考慮されるのは、通常、ごく軽微な犯罪の場合か、被疑者に深刻な健康上の問題がある場合です。保釈申請は弁護士が行います。

6



不起訴の可能性は？

まずありません。理論的には、正式な逮捕前までに訴訟が却下される可能性は多少あります(正式な逮捕は、拘留所の場合37日以内、RSDLの場合6ヶ月以内)。この可能性を実現するには、あなたの国の政府によるロビー活動が必要になるでしょう。

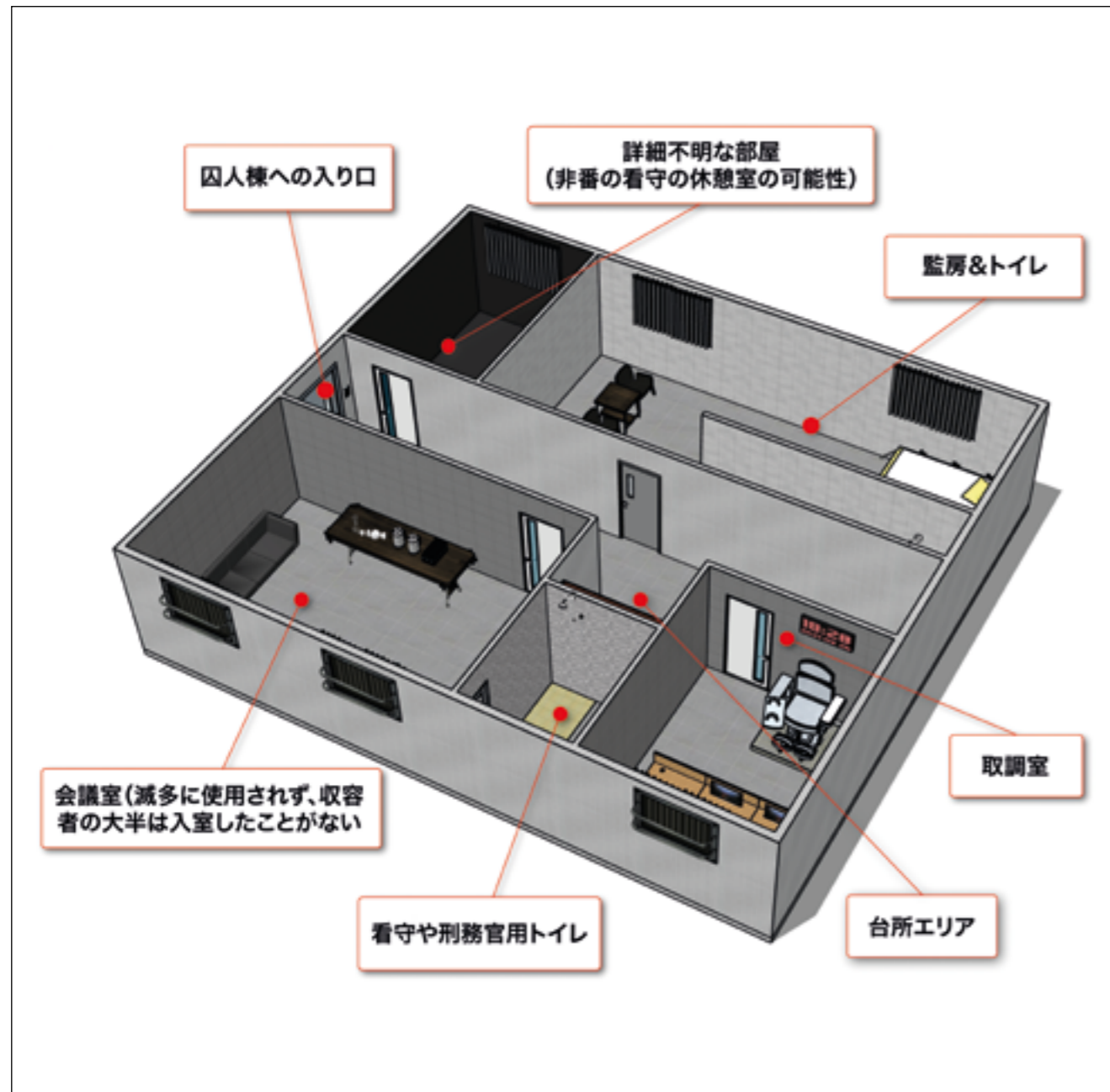
7



裁判までにかかる期間は？

少なくとも1年ですが、数年かかることもあります。公判前勾留は、警察主導の捜査段階と、検察により裁判所に立件される起訴段階の2つの段階で構成されます。通常、警察も検察も、この段階が1年以上かかるよう、延長や補充捜査の要請などを最大限活用します。裁判所に引き継がれると、判決が出るまでにさらに20ヶ月かかることもあります。政治的な理由で拘束された場合の裁判では、裁判や判決の時期が外的要因に左右されることもあります。

指定場所での居住監視(RSDL)の生活



指定場所における居住監視(RSDL)は多くの場合、自殺防止対策が施された専用の独房と取調室で行われています。この3D平面図は、かつてRSDLに収容されていた人の記憶に基づいて作成されました。

“領事部は、RSDLが最も困難な場所であることを説明すべきです。ここを出たら、後は大丈夫だ、と。他の人もこれを乗り越えたのだから君だってできる、と領事部に言ってもらえたら、自分も救われると思えるようになっていたでしょう。”

RSDLは、被拘束者を特定の施設、時には古いホテルやアパートを仮設の拘置所にして、隔離された独房に収容する保護監督制度です。中国の刑事訴訟法は、RSDLを「拘留施設や特殊案件処理施設」で行ってはならないと規定しているため、② RSDLを目的として特定の施設を使用することは自国の法律に違反していることになります。

RSDLの監房は通常、窓が遮蔽されており、24時間照明で明るく、自殺防止対策として壁などの表面部分が緩衝材で覆われています。トイレに行く時を含め、2、3人の看守が24時間体制で監視します。屋外で運動することはできません。監房内を自由に動くことさえ許されず、動く前に許可を得なければならないこともあります。RSDLは、被拘束者に心理的ダメージを与え、自白させるように設計されています。国連は、これについて「強制失踪」に等しく、その使用は拷問に相当する可能性があるとして指摘しています。

Safeguard Defendersは、囚解入りの報告書『Locked Up: Inside China's Secret RSDL Jails (監禁：中国の極秘RSDL刑務所の内部)』を作成、またRSDLを生き延びたサバイバーの体験談『People's Republic of the Disappeared (失踪人民共和国)』ではRSDLでの生活を説明しています。④

RSDLでの収容期間は最長6ヶ月となっており、警察はたいてい、この最長期間である6ヶ月をフルに活用します。

RSDLに収容されることは誰にとっても過酷ですが、外国人被拘束者の待遇は中国人よりも良いことが多く、中国人に対しては殴打、家族に対する脅迫、長時間同じ体制を強要、投

指定場所での居住監視(RSDL)の生活

薬の強要といった、身体的精神的拷問が報告されています。領事面会が虐待を報告する手段となるため、それがあ程度保護を提供しているのかもしれませんが。中国人被拘束者に、そうした保護はありません。

このハンドブックのインタビューを踏まえると、領事部は必ずしもRSDLの深刻さを理解していません。ご家族がRSDLに置かれている場合、付録4の資料に目を通すことが重要です。また資料などから学んだ知識を領事部に伝え、次の領事面会でRSDLについてご家族に説明するよう要請しましょう。説明では以下の内容を伝えてもらいます：

- 弁護士との面会はほぼ許可されないこと。
- RSDLは6ヶ月継続すること。
- その間、外出も空を見上げることも許されないこと。
- 尋問が24時間行われる場合もあること。

領事部公式サイトに掲載されている中国での拘束に関する情報には、RSDLについての記載がありません。

十分な運動や栄養が取れないこと、日光すら浴びられないことなど、RSDLが精神に与える深刻なストレスにより、体重減少や視力障害といった健康上の問題が生じることもあります。

これらは永遠に続くものではないことをご家族に伝えましょう。RSDLから解放されれば、こうした症状は改善されるはずで

“健康面の不安が募るでしょう。髪の毛や爪が生えてこなくなり、遠くを見たり陽の光に当たったりすることができないため視力が低下します。便秘になるかもしれません。それでも安心するように伝えてください。これらは一時的なものであり、その環境から出たら改善されます。”

“中国による恣意的拘束は、長期間にわたり行われます。ですから、慎重に決断するための時間があります。”

長期戦へ

手続きは長期に及ぶ可能性があります。起訴の結果が出るまで2、3年かかるかもしれません。持久力が必要になるでしょう。アドバイスだけでなく、心の支えになってくれる友だちや仲間の支援も必要です。

RSDLは最も困難な段階です。拘置所に移送されると、あらゆる面で楽になります。他者と会話ができるようになり、ご家族の様子を以前より頻繁に知ることができるでしょう。弁護士面会の可能性も出てきます。

釈放の話があったのに立ち消えたなど、浮き沈みもあるでしょう。ただ一歩ずつ進むしかありません。これまでも同じことを経験し、そこから抜け出してきた人たちがいます。きっとあなたも抜け出せます。

拘置所での生活



監房で国営テレビを視聴する、河北省唐山市灤(らん)州市拘置所の受刑者たち。画像は、唐山市政法委員会の公式ウェブサイトから。

“ 同房者がいた時は、本当に慰められました。彼らも同じ経験をしていたからです。 ”

拘置所の監房には、通常6人から30人の受刑者が収容されています。木製の台が設置されている監房もあり、日中は座る場所として、夜間は寝る場所として使用されます。2段ベッドが設置されている監房もあります。天井近くに鉄格子のついた窓がある監房もありますが、照明は24時間ついたままです。壁の高いところに固定されたテレビからは、プロパガンダや愛国教育などを含む、ニュースやその他の番組が中国語で放送されています。監房内には和式トイレが設置されていますが、プライバシーはありません。飲料水として、鉄格子越しに水筒が置かれていることもあります。

1日のスケジュールは厳格に決められており、簡単な食事が決まった時間に提供されます(肉類が出されることはほとんどありません)。毎日の運動は許可されていますが、屋外に出ることは許されず、運動は監房内で行わなくてはならない場合もあります。

受刑者は、自分のお金で追加の食料や洗面用具を購入できますが、医薬品は拘置所から提供されるはずですが。

各監房の受刑者は、皿洗い、床掃除、トイレ掃除、布団の片付けなどの雑用を交代で行います。

中国の拘置所での生活は厳しいものの、一般的には、隔離され連絡が一切取れないRSDLよりましだと考えられています。

女性の被拘束者



中国で身柄を拘束された女性は、男性よりもはるかに困難な場合があります。女性ならではの健康の問題、生理用品やホルモン補充療法といった薬の入手の困難さ、セクシャルハラスメントのリスク、また母親であれば、数ヶ月から数年子どもに会ったり話したりできないことで精神的苦痛を受けるかもしれません。どんな問題でも記録するよう、領事部や弁護士にお願いしましょう。また手紙や絵や写真などを送り、子どもたちの近況を積極的に知らせるようにしましょう。

“ 拘置所に収容されてから生理が止まりました。半年間で軽い生理が一回あっただけです。卵巣嚢腫があるのに、薬をもらえませんでした。入浴は週に1度しか認められず、冬季はお湯が出ませんでした。 ”

女性受刑者が抱える問題

生理用品は入手できても、タンポンは買えない

ストレスや栄養不良が原因で、数ヶ月間月経が止まる女性もいる

劣悪な衛生環境(温水シャワーを使用できない、下着を洗濯乾燥するための設備がないなど)のため、性器や泌尿器の感染症を発症

ブラジャーの着用は通常禁止されており、乳首が擦れたり、嫌な思いをすることがある

子宮頸がん検診やマンモグラフィなどの健康診断、また月経困難症、性器や泌尿器の感染症、更年期障害の治療のための薬を、適宜適切に受けられない、あるいは一切受けられない

RSDLでは、トイレに行く時もシャワーを浴びる時も監視される

ご家族は、領事面会を通じて健康に関わる要望や不当な扱いについて報告できる

精神の健康と体力の維持

RSDLでは通常、被拘束者は屋外での運動を認められません。監房内での運動には、通常許可が必要です。スペースは制限されている場合があります(例えば、ドアや窓付近は通常立ち入り禁止)。また隔離され、日光を浴びることもできないため、精神面で強いプレッシャーにさらされることになります。

拘置所は、RSDLより多少ましです。例えば、限られた時間ではあるけれど運動できます(監房内のテレビで決められた体操が放映されることも)。1日の大半は動かず座らされていますが、受刑者たちは時折太陽を見上げ、他の人と一緒に過ごすことができます。

いずれの収容施設においても、栄養状態は悪く、健康状態は顕著に悪化します。元被拘束者の中には、RSDLの食事の方が拘置所よりも質が良く、種類も豊富だったと報告している人もいます。また特別食の要求は、ほとんど受け入れられないとのこと。

ご家族を支援するあなたの役割は、健康に気をつけるようご家族に伝えた上、領事部、のちに弁護士を通じ、そのためのリソース(メッセージや小包など)を提供することです。定期的な運動は、拘束中の筋肉の衰えを防ぐだけでなく、メンタルを強化する一助になります。

ご家族の体力を維持するために、あなたができること:

- 受刑者が健康を維持するため特別に考案されたエクササイズの本や印刷物を送る。エクササイズはヨガやピラティス、自分の体の重さを利用した運動など。①5
- ご家族に合う運動メニューを策定する、もしくはパーソナルトレーナーに策定してもらう。
- 運動を促す励ましのメッセージを送る。例えば、同じエクササイズをあなた自身が行い、その感想を手紙に書いて送るなど。
- できる限り体を動かすこと、また「1日に監房を何周走る」や「1日にその場で何分ジョギングする」といった目標を持つよう促す。

→ たとえ見た目が食欲をそそられないものであっても、特に野菜やタンパク質など健康的なものであれば、提供された食事をできる限り食べるよう促す。カロリー不足のため、拘置所では多くの人が体重を減らし、それによって健康問題が生じたり、悪化したりする場合があります。

→ 領事条約によって許可されている場合があるものの、一般的に食品を送ることは認められていない。ただし、果物やヨーグルト、牛乳や卵などの栄養の追加について、領事部から刑務官に伝えるよう要請することは可能。その際、食事にこれらを追加することが健康面で必要なことを強調する。

“ 拘置所の監房の中を1日2キロ歩くことを目標にしました。可能ならば、もっと歩くようにしました。 ”

ご家族の精神の健康を保つために、あなたができること:

- 機会があれば必ず本や手紙や写真を送る。その際、ご家族が欲しそうなのを想像して送るのではなく、何が欲しいか尋ねること。
- 元受刑者の中には、サバイバル系の物語を読んで励まされたと語った人もいます。①5
- 脳が衰えないよう、新しい言語や分野を学ぶよう勧める。興味のある分野の本を送る。

健康問題への対処

中国政府は、その監視下で拘束した外国人が重病になるという恥ずべき事態を望んでいません。このことを利用し、拘束中の健康管理の改善を要請できます。なお、ご家族に薬やビタミンなどのサプリメントを送ることは、おそらくできないでしょう。

ご家族の健康管理を改善するために、あなたができること：

- 持病がある場合、領事部にその旨を伝え、領事部から拘置所に伝えるよう要請する。また領事面会の際、ご家族が薬を投与され、適切な治療を受けているか確認してもらう。
- 持病が深刻な場合、自国の医師に合併症の可能性について説明したメモを書いてもらい、領事部に渡す。
- 医師の知り合いで協力してくれる人がいれば、領事面会や弁護士面会を通じ、ご家族の健康上の懸念に関する質問に答えてもらう。
- ご家族が病気になった場合、自国の医師に相談できるよう、ご家族の検査結果やその他の医療記録の開示を拘置所に対し要求するよう領事部に求める。領事部は、こうした情報開示に係る書類を提出できるはず。ご家族と領事部両方に対し、情報へのアクセスをあらゆる形で要請するよう伝える。
- 事態が深刻化し、水面下での働きかけがうまくいかない場合、注目を避けたい拘置所が対策を講じる可能性を踏まえ、メディアへの通知を検討する。

“問題は、症状は大したことではないと医師が言い、どんな薬を処方したかも教えてくれないことです。詳細や診断書を開示してくれることはありません。ただ「大丈夫」と言われるだけです。”

“サプリメントの必要性を訴え続けましたが、聞き入れられることはありませんでした。たまたま栄養不足で健康面が心配だと大使館チームが言うと、食事の量が少し増えるなど、多少の変化があるようでした。”

“定期的な健康診断の後、その結果を見せるよう主張することができました。何度も言わなくてははいけませんでした。結果を見せないのならば健康診断は受けない、結果を知ることによって自分の健康を管理できると、私が病気になることは彼らの利益にならないのだと主張しました。”

領事面会

主要ポイント

▶ 面会は月1回で、1回につき30分。

▶ 拘束の件については言及できない。

▶ 面会を通じて、あなたからご家族へ、ご家族からあなたへのメッセージを受け渡しできる。

▶ 内容は警察や拘置所職員が聞いている。

▶ 領事部に写真を渡し、ご家族に見せてもらうことができる。

▶ ご家族は面会の際、医療に関わる要請や不当な扱いについて報告できる。

“彼らにとって30分はただのおしゃべりかもしれませんが、私たちにとってはそうではなく、命綱であり不可欠な酸素です。このための訓練を受けた職員を派遣すべきです。”

領事面会の権利と頻度

領事面会の権利は、領事関係に関するウィーン条約に明記されているものの②、面会の最低回数についての規定はありません。中国政府は、特に中国生まれの外国パスポート所持者に対し、また新型コロナパンデミックの最中において、領事面会を拒否したり、遅らせたりした経緯があります。このような場合、領事部に苦情を申し立て、面会を要請するよう、丁寧かつ粘り強く働きかけ続けましょう。

中国政府と二国間領事条約を結んでいる国の中には、領事面会の間隔について最長期間を定めている国もあります。例えば、カナダ、オーストラリア、米国、英国との条約では、領事面会の間隔を1ヶ月以内と定めています。

家族との面会は一切認められず、拘束後のおよそ1年間は弁護士面会も認められない可能性があるため、しばらくの間、領事面会のみが被拘束者との唯一のつながりとなるかもしれません。拘束されているご家族の件が忘れられてしまわないよう、次回の面会の時期を尋ねるなど、領事部と連絡を取り続けましょう。ご家族の問題は、あなたにとって最優先事項ですが、大使館や領事館にとっては、抱えている数多くの問題の一つに過ぎません。

“領事官は、留置、勾留、または拘禁されている派遣国の国民を訪問し、その者と会話や通信を行う権利を有しています。また、その者の法律上の代理を手配することもできます。”

領事関係に関するウィーン条約

領事部が受け渡しできるもの

領事部を通じご家族に届けられるものは、手紙、本、衣類、洗面用具などです。

家族に渡せるもの、渡せないものは、領事部がどの程度積極的に動いてくれるかや、拘置所の規則、その日担当の刑務官の気分などによって違ってきます。それも、大きく異なる可能性があります。

ウィーン条約は、被拘束者に物資を渡す権利について言及していませんが、二国間条約の中には言及しているものもあります。あなたの国と中国の領事条約が、物資を渡すことに関する被拘束者の権利について触れているか確認しましょう。大使館に働きかける際、必要であればこの情報も活用してください。速やかに物資を届けるため、できる限り説得力をもって要請するよう大使館に伝えましょう。

各国政府が連携し、すべての外国人被拘束者の処遇改善を中国政府に対し求めることは、非常に有益です。



領事は、本条項が適用される国民に対し、食料、衣類、医薬品、筆記用具、本類を含む荷物を提供することができます。

中国カナダ領事条約

領事面会の内容

領事面会は30分程度で、拘置所の職員、警察官、通訳が同席しています。威圧感を感じるかもしれません。

かなり有名な事件でない限り、通常、領事部はジュニアレベルの職員を面会に派遣するでしょう。職員は中国語を話せないこともあり、その場合、警察や拘置所職員との会話を通訳する現地職員も同行します。

領事部は、この面会においてあなたから受け取った荷物をご家族に見せることができます。その後、検査のため荷物は拘置所職員に渡され、検査後にご家族の手元に届きます。荷物検査は、数週間かかる場合もあります。また荷物が「紛失」することもよくあります。手紙やその他の書類は担当者が目を通し、機密性が高いと判断された場合、検閲の対象となります。

送付した物のリストを作成し、渡されなかった物をご家族と一緒に特定するよう領事に頼みましょう。拘置所に苦情を申し立てることにより、渡されなかった物が「発見」され、届けられることもあります。

また領事面会の際にご家族の健康状態を確認し、ご家族が体調不良や不当な扱いを訴えた場合、拘置所に公式に苦情を申し立てることも領事部の責任です。

特別な要請

領事面会は通常月1回ですが、特に被拘束者の健康状態が良好でなくリスクが高いと認められる場合など、面会の回数を増やすよう要請することができます。心配な場合、可能かどうか確認してみましょう。

領事面会の内容

“

国際的に認められた基準に沿った扱いを受けていない場合、状況に応じ不当な扱いや身の安全、差別について、警察や刑務所当局に対する苦情申し立てを支援できる場合があります。

在中国英国大使館

“

ご家族は、あなたに余計な負担とトラウマを負わせていると、大きな罪悪感を感じているかもしれません。ご家族のせいではないこと、誰も責めたりしないことを伝え安心させましょう。領事面会のたびに繰り返し伝えましょう。

”

領事面会を最大限活用する

▶ 時間は30分と限られているので、伝えたいことを戦略的に考える。リストを作成し、一番重要なメッセージが必ず伝わるようにする。

▶ やって欲しいことと送ってほしいものを尋ねる。母国の誰もが支援していること、助けたいと思っていることを伝え、安心させる。

▶ 救出に向けあなたに対応していること、また前回の領事面会でご家族から預かっていた質問に対する答えを伝える。

▶ できる限り健康でいられるよう運動を促す。狭いスペースでできるエクササイズを紹介した本を送る。

▶ 領事部に渡した物のリストを作成し、ご家族がすべて受け取ったかどうか確認するよう領事部に依頼する。

▶ ご家族の医薬品について、また不当な扱いを受けていないかについて聞き取るよう領事部に依頼する。

▶ 領事面会の際、詳細をメモに残すよう頼む。適切にメモされていない場合、次回以降の改善を促す。

▶ 領事面会の前に、質問やメモを書き残すためのペンと紙を要求できることを、領事職員を通じご家族に伝える。

領事支援の限界

“ 政府の領事部は、助けてくれることもあります。そうならない場合もあります。拘束中、領事部は愛する人との唯一の連絡手段ですが、政府にとって、それは一人の人間、数多くあるケースの一つにすぎません。大使館には、政治や経済など複数の業務があり、様々な業務とのバランスも考えなくてははいけないのです。 ”

利害の対立

領事部はあなたを支援するため最善を尽くしてくれますが、愛する人救出があなたにとっての最優先事項でも、それは必ずしも大使館にとっての最優先事項ではないことを覚えておくことが重要です。大使館は、他にも多くの案件を抱えている可能性もあり、また様々な役割を担っているため、他の業務とのバランスもとらなくてははいけません。ご家族の救出を優先することが、他の業務の利益と対立する場合があります。そんな時こそ、メディアの力を利用し、政府に世論の圧力をかけることが有効です。

領事部が提供できる支援

- 領事面会を行い、本、衣類、雑誌、必需品などの物資を渡すこと
- 英語を話せる弁護士リストを提供すること
- 被拘束者の許可を得た上、家族や友人にメッセージを伝えること
- 不当な扱いについて拘置所に報告した上、処遇の改善や医療アクセスを求めること
- ご家族が使う資金として、拘置所に送金する際の手続きを手伝える可能性も

領事部が提供できない支援

- 法的助言の提供など、案件に関与すること
- 公式通訳を務めること
- 財政支援を提供すること

弁護士への依頼

弁護士の探し方

大使館から提供される弁護士リストは古いものが多く、また通常、企業間紛争に詳しい弁護士が紹介されています。弁護士情報については大使館以外からも情報を集めましょう。

依頼する法律事務所が、下記の条件を満たしていることを確認します：

- 英語もしくはあなたの国の言語を話す職員がいる(あなたやあなたのご家族が中国語を話さない場合)
- あなたのご家族のケースに類似した案件を担当したことがある弁護士。例えば、逮捕当局が国家安全保障省(MSS)だった場合、MSSの案件を担当したことがある事務所に依頼すべき
- ご家族のケースを担い、情報を伝えることに意欲的

まずは、中国に事務所を構える外国の法律事務所にお問い合わせしてみましょう。あなたの代理人にはなれなくても、どの法律事務所に依頼すべきかなど、役に立つアドバイスをくれるかもしれません。また、あなたと中国の法律事務所の「橋渡し」あるいは仲介役を依頼することもできます。これには別途費用がかかりますが、よりあなたに適切なアドバイスやサポートを提供できるでしょう。外国政府と良好な関係を築いている弁護士事務所ならば、プラスに働くこともあります。またSignalやMicrosoft Teamsといった、より安全なコミュニケーション手段にも精通しているはずです。

“情報を積極的に共有し、政府に堂々と主張できる弁護士が必要です。適当な弁護士に依頼してしまうと、最悪の場合、担当の警察や検察と協力する恐れがあります。”



ハンドブックに関する注意

「弁護士への依頼」で提供している情報は、あくまで助言であり、独立した法的アドバイスではありません。

弁護士の探し方

人権NGOにも助言を求めると良いでしょう。人権NGOは、中国にいる人権弁護士や中国から亡命中の人権弁護士と連絡を取り合っている可能性があるため、弁護士や事務所を紹介してもらえるかもしれません。2015年に始まった中国の人権弁護士に対する弾圧を受け、大半の人権弁護士は亡命したか、刑務所に収容されているか、もしくは弁護士として活動することができない状況にあります。それでもNGOならば、そのネットワークから、より人権に配慮した法律事務所を推薦できるはずですよ。

中国国外の弁護士に依頼しても、ご家族の代理人にはなれません。ただし、国際的な啓発活動をやるつもりであるのならば、あなたの国の弁護士が力になれることもあるでしょう。

弁護士との連絡



中国では、WhatsApp や Messenger、LINEなどのアプリが使用できないため、弁護士とのやり取りには、中国で最も使用されているSNSアプリ「WeChat」をインストールする必要があるかもしれません。

WeChatを使用する場合、他のユーザーがあなたの新アカウントを認証する必要があります。

WeChatは、あなたの携帯電話にスパイウェアをインストールする恐れがあるため、拘束中のご家族と繋がっていない別の携帯電話にインストールしてください。WeChatを使えば、弁護士と容易に速やかに通信できる上、費用もかかりませんが、セキュリティ上のリスクもあるため、注意が必要です。④

依頼する弁護士の条件:

英語もしくはあなたの国の言語を話すことができる(あなたやご家族の中国語が堪能でない場合)

適切な経歴があること。例えば、国家安全保障省(MSS)の案件や、国家安全保障に関わる案件を担当した経験があること

ご家族の案件に取り組み、情報共有することに積極的であること

賄賂の支払いを提案してこないこと

予算内であること

“ご家族を釈放できる「コネがある」といって近づいてくる高額で強引な法律事務所の約束には、十分注意してください。”

“弁護士を見つければ、彼一人で闘わずに済むと思いました。”

中国における法律の限界

中国の刑事弁護士は、依頼人と十分な情報共有を行わない場合があります。これは、弁護士ができること、できないことについて法律が曖昧なためです。例えば、中国の刑事訴訟法第40条 ⑫では、弁護士が「訴訟資料を閲覧、複写、複製する」権利を認めているものの、これを依頼人に見せることができるかどうかについて詳述していません。第39条は、弁護士が依頼人と証拠を確認することを認めているだけで、証拠への全面的なアクセスを認めるものではありません。

国家機密に関わる事件の場合、依頼人やあなたに伝えられる内容が明確に制限されることもあります。法律に基づく弁護士の業務上の権利確保に関する規定第14条 ⑫は、このような事件に関わる弁護士に対し、国の守秘義務規定に従うよう求めています。そのため、事件についてご家族と話し合うことはできても、恐怖から詳細をあなたに伝えることはできないかもしれません。事件の資料や証拠のコピーが許可されない場合、メモを取ることでしかできないため、それを後から依頼人に確認することは困難もしくは不可能です。

中国での法的権利の欠如

良い弁護士であれば、中国における被告人の権利について、あなたのご家族に説明できるでしょう。これらは民主主義国の被告人の権利と比べ、特に下記の点において大きく異なります：

- 黙秘権がない
- 取り調べの際、弁護士を同席させる権利がない
- 電話をかける権利がない

外国人が関与する事件の多くは、国家機密や安全保障に関わるため、このような制限について理解した上、その枠内で法的に可能な限り活動できる意欲的な弁護士が必要です。このような事件を担当した経験のない弁護士の場合、威圧されたり、また恐怖心から、あまり役に立つ活動ができない恐れがあります。

弁護士費用

一般的に、弁護士は捜査、起訴、裁判の3段階においてそれぞれ費用を請求します。事件によって異なるものの、恣意的拘束にかかる弁護士費用のおおよその相場は、5万米ドルを超える場合があります。これには、判決の一部として科される可能性のある罰金は含まれません。

GoFundMeなどのプラットフォームを利用し、オンラインで資金調達キャンペーンを立ち上げ、費用を捻出する人もいます。NGOや弁護士などの友人や協力者に、最善の資金調達方法について助言を求めましょう。オンラインプラットフォームを利用する場合は、荒らし行為を避けるため、コメントはオフにした方が良いでしょう。また通常、キャンペーンを非公開にするオプションもあります。非公開にした場合、リンクを知っている人だけがキャンペーンを見ることができます。



中国の法律事務所の中には、賄賂を支払って釈放させると主張する事務所もあるかもしれません。あなたやご家族をさらに深刻なトラブルに巻き込む恐れがあるため、このような話には乗らないことをお勧めします。

中国において優秀な弁護士ができること

弁護士に依頼することで、領事面会に続いて第二のそして重要なコミュニケーション経路があなたとご家族の間に開かれることとなります。弁護士は、ご家族に書類を渡すことはできませんが、手紙や写真などを見せることは可能です。

そのため、できる限り頻繁に、もしくは予算が許す限り、弁護士面会を実施するよう交渉することが重要です。法律事務所によっては、全部で3、4回しか面会を行わないところもありますので注意が必要です。

また弁護士は、拷問や医療を受けさせないといった不当な扱いを記録する上でも重要な役割を果たします。不当な扱いを公にすることで、状況が改善されることもよくあります。

面会の効果を最大限に

領事面会は通常、月に1度ですが、多数の案件を抱える弁護士もまた、面会は月に1度がせいぜいかもしれません。弁護士面会は、1ヶ月に1度、領事面会の間を実施するよう要請しましょう。そうすれば、ご家族は少なくとも2週間に1度、外の世界と接点を持てるようになり、それは精神の健全性にとって非常に重要です。

中国には法規範が存在しないため、裁判も民主主義国と大きく異なります。特に政治的な動機による恣意的拘束の場合、弁護士が依頼人の無実を「証明」し、裁判官から有利な判決を引き出す可能性は極めて低くなります。

中国の裁判は、ほぼ100%有罪判決が下されます。 ④

“手頃な価格の弁護士を選びましょう。結局のところ、弁護士があなたを救うことはできません。このゲームは不正に操作されているのですから。”

弁護士の仕事は、依頼人の釈放ではなく、刑を軽くすることです。そのため、被告人は罪を認め、反省の意を示すケースが多くなります。本来ならば、被告人が無実で、拘束行為が恣意的もしくは不当だったとしても、ご家族は、真実とは関係なく、有罪か無罪のどちらを主張すべきか、専門家の法的助言を求める必要があります。有罪を認めれば、中国政府の思うつぼですが、刑期は軽くなる可能性があります。ご家族が長い懲役刑を言い渡される恐れがある場合には、罪を認めた方が良い場合もあります。釈放され帰国できれば、潔白を証明することも可能になります。

弁護士ができること:

あなたとご家族の間のもう一つの重要なコミュニケーション経路として機能し、領事部が提供できない事件の詳細について伝達できる。

ご家族を安心させ、事件について理解できるよう手伝い、今後すべきことについて最善のアドバイスを提供する。

劣悪な待遇や不当な扱いについて報告し、状況改善に向けた可能性を高める。

刑期の軽減を求める。

メディア対応



重要なポイント:

メディア戦略を立てること

NGOや協力者からメディアとの協力について指導を受けること

SNSのアカウントを開設し最新情報を投稿すること。より多くのメディアに伝えると共に、記者から電話が殺到する事態を回避

メディア報道の目的は、ご家族の救出に向け自国政府にプレッシャーをかけること

メディアに伝えるかどうか、また伝える場合、あなた自身とご家族の安全を守りつつ効果的に伝える方法について、助言を求めることが重要です。

何よりもまずはアドバイスを求めましょう。人権や恣意的拘束に特化した中国事情に詳しいNGOは、非常に有用な情報を提供してくれるはずで⑩3。例えば、メディアに伝えるべきかどうか、いつ伝えるべきか、またメディア戦略の策定からメディアとの接し方、プレスリリースの書き方に至るまで、助言や指導を提供できます。さらに中国での恣意的拘束について取材経験のある、信頼できる報道機関のジャーナリストを紹介することもできるでしょう。

“中国はやはり、国際社会の反応が気になるようだから、声を上げる価値はあります。”

メディアに提供できるよう、ご家族の写真を数枚準備しておきましょう。パスポート風のフォーマルな写真ではなく、自然な印象の写真を選びます。

連絡した記者の氏名、連絡先、所属メディアなど、すべて記録しておきましょう。そうすることで、後で報道内容を確認したり、記者が不正行為を働いた場合は苦情を申し立てたり、追加でコメントしたりすることができます。

“メッセージは、時間をかけて作成しましょう。公の場で声明を出すたびに、この内容を伝えるようにします。”

メディア戦略の策定

メディア戦略の策定は不可欠です。同時に、中国政府と自国政府の関係に変化があった場合、戦略を変えていく必要も認識しなくてはなりません。状況に応じて変更可能かつ効果的なメディア戦略を策定するため、NGOなどの協力者から専門的なアドバイスを求めましょう。またメディア戦略について、お友だちやご家族の同意を得ましょう。なお、ご家族の解放を目指す活動のメディア担当者を決め、取材はその人に任せるのが最善です。

“ 失踪者について、できるだけ親近感が湧くように伝えま
す。その人にまつわるエピソードを用意し、メディアに提
供できる大小の写真も準備しておきましょう。 ”

いかなるメディア戦略であれ、その対象は、まずは中国政府ではなく、自国政府となるでしょう。最初の数週間は中国駐在の自国の外交官を対象にしますが、時間の経過と共に、対象は自国の関係当局や政府関係者へと変わります。

ご家族の失踪を報じてもらうことの目的は、メディアを通じた世論形成です。世論を通じ、ご家族の救出に向け自国政府を動かすのです。世論を味方につけるには、ご家族の人間味あふれる側面を取り上げてもらうことが効果的です。あなたのご家族は、幼い子どもをもつ親ですか？健康問題を抱えている高齢者ですか？それとも、全く無関係の政治騒動に巻き込まれた罪のない犠牲者でしょうか？

“ 中国政府を名指しで批判しない、というのが普遍的ルー
ルです。自国政府が取り組むべき課題として伝えるので
す。必要なのは、自国政府による中国政府への働きかけ
で、そのために必要な唯一の手段は、世論を味方につけ
ることです。 ”

メディアの関心を集める

NGOなどの協力者は、ジャーナリストと接触する際に支援を提供できます。一般的に、読者層が幅広く、知名度が高く、信頼されている地方および全国レベルの報道機関を選ぶべきです。反中思想や宗教色、政治色の強い報道機関などの特定のメディアを選ぶと、信頼性に疑念を抱かせる恐れがあります。

裁判が長引くにつれ、メディアの関心を引きつけるための話題が必要になります。世間の関心が薄れないよう、写真やその人にまつわるエピソードなどを用意し、自国政府に圧力をかけ続けます。拘束から100日あるいは1年、家族の誕生日などの節目に、改めて取り上げてもらうようにします。メディアに提供できる別の写真を常に用意しておきましょう。

“ 過激な思想のメディアに話を持ち込むと、逆効果になり
かねません。このような報道機関は信頼できる情報源と
してみなされず、読者からも信用されていないため、あな
たの記事について疑念を持たれるかもしれません。ウソ
かプロパガンダではないか、と。 ”

FacebookやXなどのSNSで、家族の解放を求める活動のアカウントを新たに開設します。これらのアカウントを通じて、プレスリリースやアピール、写真や動画などの最新情報を公開します。

紛争や自然災害など、世界各地のニュース速報を受け、あなたのインタビューや記事が掲載されなかったり、遅れたりすることがあることを、覚悟しておきましょう。メディアの注目は移り変わるものですので、忍耐が必要です。

過剰なメディアへの対応



“あなたの発言はすべて、拘束されている人に影響をもたらすことを忘れないでください。事実を忠実に。”

過剰なメディア報道に圧倒されることもあるかもしれません。一つの対処方法は、直接話をするのは信頼できるジャーナリスト数人に決めておくことです。それ以外のメディアからの依頼には、活動のSNSアカウントを紹介するだけにします。「ノイズ」を減らすため、コメント機能はオフにしておきましょう。

プレスリリースや声明は、燃え尽き症候群を防ぎつつ、メディア報道の効果を最大限に発揮する素晴らしい手段です。よく練られた声明やプレスリリースを出せば、何度も取材を受けることなく、複数の報道機関に取り上げられることになるでしょう。それにより、戦略上最適なメディアと自由にやり取りできるようになります。

“拘束されている人に負の影響を与えるような、反中国の内容をSNSアカウントに投稿してはいけません。”

インタビューは、電話や撮影ではなく、メールで行うよう要請することもできます。そうすることで、質問の回答を考える時間を確保できます。また、特定のコメントについて非公開あるいはオフレコにしたり、背景知識に留めておくようお願いしたりすることもできます。そのためにも、あなたの意思を尊重してくれる信頼できる記者を探すことが重要です。

あなたの発言が誤って引用されることのないよう、インタビューを受ける場合は、録音しておくといいでしょう。記者から嫌がらせを受けたと感じたら、その人が所属する報道機関の編集者に苦情を伝える、あるいはNGOなどの協力者に支援を求めましょう。

“メディアに報じてもらいたいことを、明確にさせましょう。”

自分の発言が活字になる覚悟がない限り、ジャーナリストには何も言わないことです。嫌ならばインタビューを受ける必要はありません。また答えたくない質問に答える必要もありません。

メディアは、ご家族の情報や写真を求めてネットを探し回ります。ご家族本人のアカウントや親しい家族のアカウント上に、不利になりそうと思われる内容がある場合、プライバシー設定を調整し、アクセスを制限しましょう。

協力者を探す



市民団体

中国での人権問題や恣意的拘束に取り組むNGOなどの力を借りたいはずですが¹³。NGOは、ご家族を救出する最善の手段を提案したり、メディア対応を支援したり、優秀な弁護士の探し方について助言したりできます。また政治家への連絡や、国内外の政治的な集会（例えば国連の恣意的拘禁作業部会や強制的・非自発的失踪に関する作業部会など）において会議の機会を設けられるよう、サポートできます。

ご家族を救出するための活動を全面的に担うNGOもあるかもしれませんが、これについても、それがあなたのケースにとってプラスとなるのかマイナスとなるのか、慎重に検討する必要があります。ほとんどのNGOは、後方に回り支援することを厭わないでしょう。

ご家族の救出に向け一緒に活動する場合は特に、その団体について十分調査しましょう。団体のウェブサイトや、メディアでの紹介記事、これまでに実施した活動について調べます。

その他の協力者

ジャーナリストや学者、過去に中国で拘束されたことのある人など、思いつく人全員に連絡しましょう。あらゆる連絡先、手がかりを探します。将来役立つかもしれない連絡先は、必ず控えておきます。連絡した人たちとは、持続的な関係を築いていきましょう。

“連絡先を保存する専用の棚までありました。”

これから始まる長期戦では、国会議員や地方自治体（地元の市議会など）が重要な味方となります。彼らは、ご家族の解放が政府の課題であり続けるよう、動くことができます。例えば、お住まいの市町村の議員や、中国にフォーカスした国会や議会の委員会メンバー、対中政策に関する列国議会連盟（IPAC）などの国際的なネットワークです。協力してくれる可能性のある政府関係者に関する詳細情報は、付録3をご参照ください。NGOは、政治家などとの橋渡し役を担うことができます。

あなたの国にも、海外で拘束されている人質や恣意的拘束に対応するための部署があるかもしれません¹²。自国の外務省に面会を求めましょう。

構築したすべての関係を大切にしましょう。記者会見を予定している場合、自国政府（そして政治界の協力者）にそのことを事前に知らせます。ただし、この時反応がイマイチであれば、対処するよう促します。派閥闘争に持ち込むのは、できればやめましょう。

“あきらめずに、アイデアを出していきましょう。すべての連絡先が別の連絡先へとつながり、どこかにたどり着けるかもしれません。”

雇用主

ご家族が中国にある外資系企業に勤めていた場合、もしくは外資系企業から中国に派遣されていた場合、雇用主にも支援を求めます。雇用主には、ご家族を守る注意義務があることを忘れないでください。

雇用主ならば、拘束の理由について思い当たることがあるかもしれませんし、ご家族の解放の実現に向け、できることがあるかもしれません。

中国の刑務所に収容された外国人の中には、危険にさらされた一部の原因は雇用主にあるとして、帰国後に元雇用主を訴え勝訴した人もいます④。

オンラインセキュリティ

オンラインセキュリティについての知識をつけましょう。可能であれば、協力者とのミーティングはオンラインではなく対面で行いましょう。WeChatをはじめとした中国のアプリやソフトウェアを、あなたのメインの携帯にダウンロードしてはいけません。ご家族の件について、オンライン上で重要な作業を行う場合やコミュニケーションを取る場合、VPNや暗号化されたメール(Protonなど)やメッセージアプリ(Signalなど)を使いましょう。



ProtonVPN

中国国営メディアへの対応

中国国営メディアによる報道に対し心の準備をするには、仲間の支援が必要になるかもしれません。中国に報道の自由はなく、報道機関は中国共産党が規制しています。報道には、買春や贈賄、スパイ行為に手を染めたなど、被拘束者や、時にはその家族に対する誹謗中傷を含むウソが含まれていることもあります。対応する必要がある場合、専門家に助言を求めましょう。

自白の録画



過去に中国は、国営テレビ(国際放送も含む)を通じ外国人が自白している様子を放映していたことがありますが、これについてはやめたようです。ただし、台本に沿った自白ビデオを録画することは日常的に行われています④。その被害者は、脅迫され自白を強要されます。録画されたビデオが、釈放後に被拘束者を脅し、口止めするために使用されることもあります。

セルフケア



非常に大きなストレスを抱えているはずですので、セルフケアは不可欠です。心身ともに消耗すれば、ご家族を助けることはできません。

自分のための時間を設けましょう。メディアや支援者からの問い合わせが殺到するかもしれませんが、ご家族救出プロジェクト専用のSNSアカウントやウェブサイト(82ページ参照)があると、プレッシャーを軽減できると共に、助けたいという気持ちをもつ人たちを無視せずに済みます。また、あなたとご家族の支援者たちの仲間意識が高まります。アカウントの安全性を確保するため、プライバシー設定で招待制にしたり、コメントを特定のアカウントに制限し

たりするなどの対策を検討しましょう。すべてのコメントに返信する義務がないことも忘れないでください。

“ストレスを解消できなければ、助けることはできません。”

デジタルデトックスを徹底しましょう。デバイスの電源を切り、睡眠をしっかり取るようにします。週に1つか2つ、気分転換やストレス解消になることをしましょう。

常にニュースサイトをスクロールし、更新を続けるなど、最新情報を確認したくなる気持ちは分かります。でも、これだとストレスが溜まる一方です。毎日、メディア報道をチェックする短い時間を決め、それ以外の時間は別のことに費やすようにしましょう。

状況を理解してくれる人を見つけ、定期的に話すのも良いアイデアです。信じている宗教があるのなら、例えば教会の人、特に信仰がなければ、中国に行ったことのある人、不当に刑務所に収容されたことのある人、あるいは親しい友だちや家族の誰かでも良いでしょう。

“愛する人が拘束されている状況で、自分は何かやっているのだと思うことは重要です。それは支えになります。自分が何もできないなんて最悪の気分です。自分が役に立っているという実感が必要でした。”

裁判と判決

中国に行くという決断は、あなたが拘束されたり、出国禁止を命じられたりするリスクとのバランスを考慮しなくてはなりません。自国政府を含め、専門家のアドバイスを求めるようにしてください。

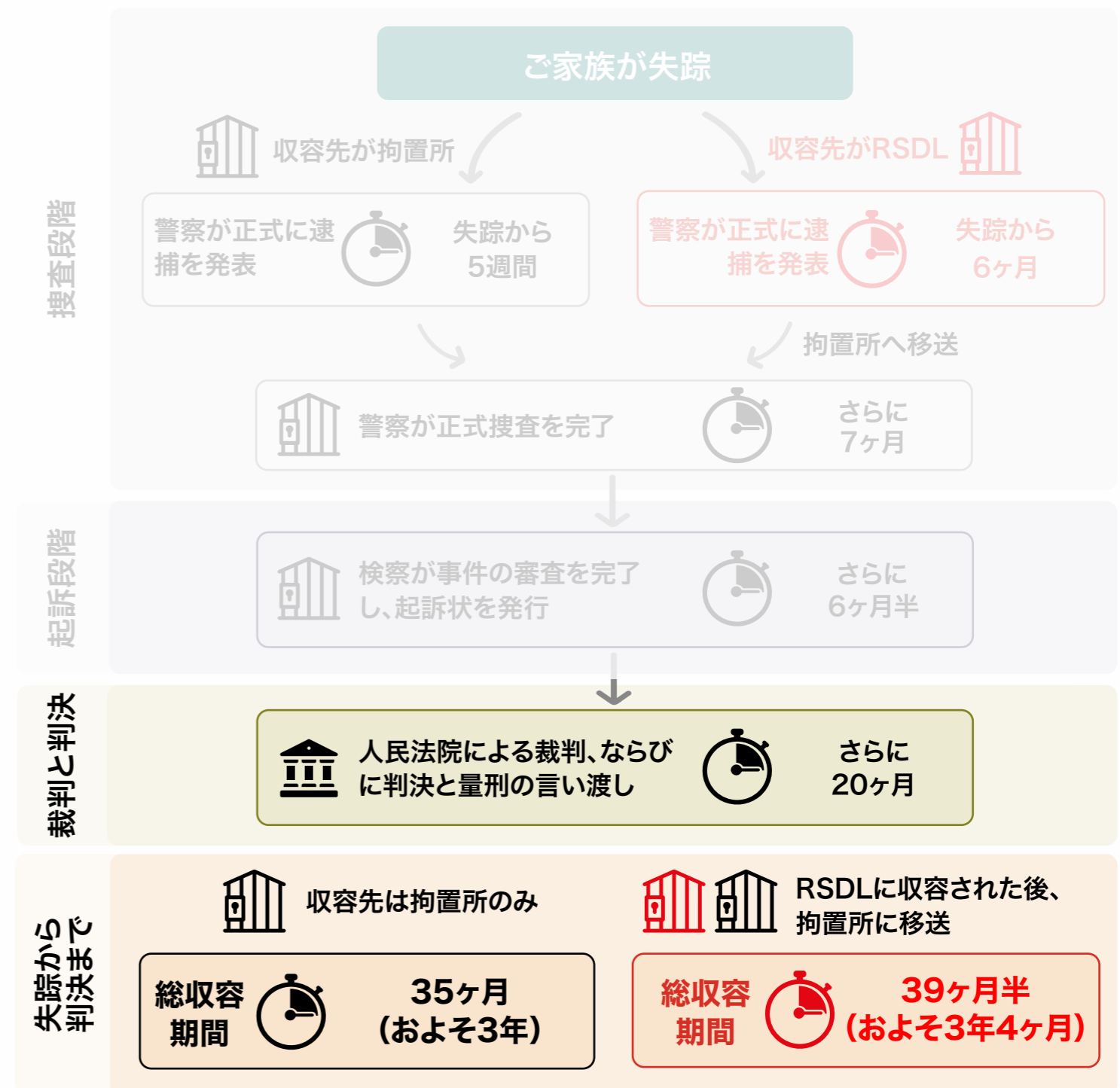
この段階で起きること

ご家族は起訴され、裁判の期日を待っている状態です。この間、弁護士や領事部との面会は続けられます。数ヶ月後に裁判が開かれ、おそらくたった1日で終わるでしょう。国家安全保障に関わる容疑の場合、裁判は非公開で行われるため、家族も領事も傍聴できません。

判決や量刑の決定までしばらく待つことになります。数ヶ月かかることもあるでしょう。刑期が言い渡された場合、ご家族は刑務所に移送されます。刑務所では、身近な家族との電話や面会を許可される可能性があります。

この間にできること…

- 領事部を通じメッセージや荷物を送る
- 協力者と共にメディアに働きかける
- 弁護士と連携し法廷戦略を考える
- ご家族の釈放と裁判の傍聴を自国政府に求める活動を続ける
- 可能であれば、そして安全であれば、裁判に出席する
- あなた自身のメンタルヘルスに気をつける



裁判

裁判までにかかる期間



重慶市第五中級人民法院。画像クレジット：中華人民共和國最高人民法院

訴訟が検察官から人民法院に引き継がれてから、裁判が開かれ、判決と量刑が公表されるまで、さらに20ヶ月かかることもあります。

つまり、最初の失踪から裁判が終わるまで、およそ3年(最初にRSDLに収容された場合、さらに長期間)もかかる可能性があるということです。

知名度が高く、政治に関わる案件の場合、例外的にこの期限すら超えることもあります。中国の刑事訴訟法(12)は、さらなる延長の理由として、新たな罪状の追加や裁判管轄の変更、病気、「例外的事情」などを挙げており、最高裁判所もしくは全国人民代表大会常務委員会の承認があれば、理論上、無期限に拘束期間を延長することができるのです。

中国の司法手続きは、なぜこんなに長いのか？

法律が曖昧。そのため、警察、検察、裁判官は延長を要請できてしまう。

監督不行き届き。そのため、定められた期限を過ぎても、ほとんど、もしくはまったく代償を支払わずに済んでしまう。

政治的にデリケートな問題。外国人が関わる事件は国際的に報じられるため、判決は中国共産党の中央レベルで決定される。また、特に人質外交に関わるケースでは、国際関係や外的要因が絡む場合があるため、さらに延長される可能性がある。

裁判当日(たった1日で終わり!)



上海の法廷(画像クレジット:上海市高級人民法院)

刑事裁判は通常、1日で終わります。独立した司法が存在しない中国では、裁判は単なる見せかけだけのものに過ぎない場合があります。すべては事前に決められ台本が準備されているため、1日以上かかることはありません。

反対尋問などの手続は存在するものの、弁護士ができることは非常に限られています。裁判官は通常、弁護側が反論したり証拠を提出したりする機会を与えることはなく、時間を節約します。証人が出廷するのは異例で、検察側は通常、書面による証言を採用し、それに対し反対尋問が行われることはまずありません。

政治的にデリケートな事件の場合、海外メディアから大きく注目される事態を回避したい当局は、なるべく早く裁判を終わらせようとします。注目を最小限に抑えるため、裁判がクリスマスなどの欧米の主要な祝日に開催されることもよくあります。法廷には通常、数名の裁判官(通常3名だが、それ以上の時も)がいます。陪審員はいません。

刑事訴訟法第188条⁰²は、国家機密に関わる審理を非公開で行うことを認めています。何が国家機密に当たるのかということについては、裁判所の裁量によります。そのため、二国間

条約において領事の公判出席を保証していても、外交官や家族の出席は通常認められていません。出席を認められている弁護士から、裁判の詳細を聞くことができるはずですが。

裁判が公開されているか否かに関わらず、領事部に出席を促すべきです。ウィーン条約⁰²は、領事が裁判に出席する権利について言及していないものの、複数の国が中国との二国間条約においてこの権利を認めています⁰²。二国間条約を結んでいる国の国民の裁判において、中国が相手国の領事の傍聴を拒否することは、明白な条約違反です。

“

領事は、裁判やその他の法的手続きに立ち会うことができる。

中国・カナダ領事条約

中国裁判公開網(China Court Trial Online)の公式サイト⁰⁴から、中国の法廷の録画映像やライブ映像を視聴できます。無料ですが事前登録が必要です。このプラットフォームでは、様々な民事・刑事事件を取り扱っていますが、機密性が高い事件が放映される可能性は極めて低いでしょう。しかしながら、中国での裁判の様子をある程度知ることができます。

“ 国家安全保障に関わる事件では、大半の場合、証拠がありません。特に問題のなさそうな写真を1枚保有しているだけで、それが証拠になるのです。国家機密と定義されてしまえば、異議を申し立てる事はできません。この種の事件が常に非公開で行われているのは、そのためです。証拠がないからです。政治的なものなのです。 ”

裁判傍聴のため中国に行くべきか？



公判前に中国に行く意味はほとんどありません(公判前勾留期間、家族は面会不可能)。一方、中国に行くことが安全だとご自分の国の外務省が判断した場合、あなたが公判に出席(許可された場合)することは、ご家族にとって心理的に大きなプラスとなるかもしれません。これについては、可能であれば弁護士面会や領事面会を通じご家族と相談しましょう。

中国に行くかどうかの判断については、あなた自身が拘束されたり、出国禁止を命じられたりするリスクとのバランスを考えなくてははいけません。適切なアドバイスは、自国政府に求めましょう。

中国への渡航を決めたら、裁判が公開されている場合、出席許可を申請するため大使館の助けが必要になります。ビザの申請も必要です。発表される裁判の日程に間に合うよう、事前に十分準備をしておくことをお勧めします。

判決と量刑

中国の司法制度は独立しておらず、裁判官は、裁判終了時に判決と量刑を言い渡す権限を与えられていません。裁判が終わってから判決や量刑が言い渡されるまでに何週間、何ヶ月、時には1年もかかるのは、そのためです。政治的にデリケートな事件の実質的な決定権は、中国共産党の機関である政治法律委員会にあります。地方政府の役人や共産党及び政府主導の既得権益も影響力を行使できます。

判決と量刑を待つ間、例えば健康問題を理由に釈放を求める余地はあります。釈放を求める活動を継続させることは重要です。

未決勾留日数の控除

拘置所に収容されていた期間は、服役期間として懲役刑から差し引かれます。ただし、RSDLに拘束されていた期間は、半分しか差し引かれませんが、RSDLに2日間収容されていた場合、刑期から差し引かれるのは1日です。RSDLは、より過酷な拘束であることを踏まえると、この規則は非道で不公平です。

刑務所での生活



上海市周浦刑務所。画像クレジット：上海市刑務所管理局

刑務所の環境はそれぞれ異なるものの、一般的には拘置所よりは良いと言われています。

ご家族は手紙を送ったり、受け取ったりできるようになります。親しい家族との面会や電話も可能です。毎日屋外で運動することもできるようになり、就寝は床に敷かれたマットレスではなく、2段ベットになります。判決を待つ心理的な負担もなくなっているはずです。

悪い面もあります。領事面会の頻度は減り、拘置所に送付できたものが送付できなくなったり、送付できても量を制限されたりすることがあります。

刑務所に移送後、ご家族に許可されること：

- **電話が許可される。**公式には、親しい家族との通話のみ可能です。領事部もしくは弁護士が、ご家族の電話番号を刑務所に登録するのを手伝ってくれるはずですが、その際、国際電話が受信できるようになっていること（また迷惑番号として受信拒否されないこと）を確認してください。ご家族からの電話に必ず出られるよう、電話の時間を決めておきましょう。通話時間は異なりますが、10分以内と決められていることもあります（自動的に通話が終了します）。通話の頻度も異なりますが、2週間に1度という報告もあります。

- **面会が許可される。**面会できるのは、配偶者や子どもなどの近親者のみです。面会は通常、2週間に1度もしくは1ヶ月に1度の頻度で許可されますが、「刑務所の事情」により拒否される場合もあります。最初の面会を調整するには、領事部の支援が必要です。身体に触れることは通常許されず、面会時間は30分程度です。面会に行くことが安全上問題ないのであれば、面会は刑務所にいるご家族にとって救いとなるでしょう。
- **手紙や荷物を受け取れる。**刑務所に直接荷物を送ることができるようになります。送ったものすべてが配達されるとは限りませんし、配達までに数週間あるいは数ヶ月かかることもあります。中国国内に知り合いがいるのなら、直接刑務所に持参する、もしくは国内から郵送したほうが早く配達されます。
- **刑務所の口座の預金にアクセスできる。**ご家族の刑務所の口座にお金を預けられるようになり、そこから売店で果物やスナック、洗面用具などを購入できます。弁護士もしくは領事部に口座開設を依頼しましょう。刑務所には「ポイント制度」があり、反省文を書いたり、ボランティアで余分に働いたり、労働生産量のノルマを超えたりなどの良い行いをすると、ポイントが加算されます。刑務所の口座の預金額に関わらず、毎月の使用限度額はポイントに応じて設定されます。

電話の録音を

ご家族との電話を録音しましょう。どうしてもご家族に会いたくなかった時、声を聞くことができると、本当に救われる気持ちになります。また他の家族や友だちにも聞かせることができます（ご家族の許可を得た上で）。録音を聴くことで、心の痛みが少しでも和らぐでしょう。

中国の刑務所からの釈放

ご家族が事件に関する罰金を支払い、刑期を終えたら、即座に国外退去となる可能性が高いでしょう。二重国籍者や台湾のパスポート所持者は、釈放時に出国禁止を言い渡され、数年間中国から出国できなくなる場合もあります④。刑期が長期にわたる場合、弁護士を通じ、ご家族の釈放や自国の刑務所への移送について交渉することを推奨します。簡単ではありませんが、過去にこうした措置が取られたことはあります(反対側のページをご参照ください)。

上訴

上訴は、判決書が出されてから10日以内に申し立てなければいけません。上訴は、次に裁判が行われる上級裁判所に申し立てます。第二審の判決は最終判決となり、上訴の申し立てから4ヶ月以内に言い渡されなければいけません。上訴すべきかどうかは、法関連の専門家の助言を求めましょう。上訴が認められることは稀です。また第二審の結果、より厳しい判決が言い渡されるリスクもあります④。

減刑

刑務所で良い行いをする事で「ポイント」を獲得し、形を減刑してもらうことが可能です。通常、良い行いとは、罪を認めること、反省の意を示すこと、模範囚であることなどが挙げられます。仮釈放の検討は、言い渡された刑期の少なくとも半分を服役し、罰金を支払い終えていることが条件です。

健康上の理由による仮釈放もしくは移送

ご家族の健康状態が悪化している場合、健康上の理由による仮釈放もしくは本国で残りの刑期を終えることを条件とした囚人移送を申請できる場合があります。いずれの場合も、本国の政府および弁護士による全面的な支援が必要です。



Australian journalist Cheng Lei back home after 3 years detained in China

The Guardian

China's act of 'hostage diplomacy' comes to end as two Canadians freed



US pastor freed from Chinese prison after 18 years

THE WALL STREET JOURNAL.

China Releases British Investigator From Prison



犯罪者は…刑罰が執行されている期間中に、刑務所の規則を真摯に守り、教育による改革を受け入れ、真に悔い改めと更生を表明し、または功労が認められた場合、その刑罰を減刑することができます。

中華人民共和国刑法

付録1:領事部連絡先

ご家族が中国で拘束された疑いがある場合、まずすべきことは、ご家族が失踪したと思われるエリアを管轄する大使館もしくは総領事館への連絡です。下記に、中国の各エリアを管轄する日本大使館及び総領事館の連絡先と関連情報を掲載しています。日本以外の国の大使館や領事館の連絡先が必要な場合、ハンドブック[英語版](#)またはこちらのリスト([EU加盟国用](#))をご覧ください。

下記の情報は、2024年10月時点で一般公開されている情報源から収集しました。

日本国内の連絡先および政府公式情報

[外務省領事サービスセンター](#): 03-3580-3311 (内線:2902、2903)

[海外で困ったら 大使館・総領事館のできること](#) (外務省)

[海外へ渡航される皆さまへ](#) (外務省)

[中国における身柄拘束手続について](#) (在中国日本大使館)

[外務省中国安全対策基礎データ](#) (外務省)

在中国日本大使館・総領事館

[在中国日本国大使館](#): +86-(0)10-6532-5964 (緊急連絡事務所)

管轄: 北京市、天津市、陝西省、山西省、甘粛省、河南省、河北省、湖北省、湖南省、青海省、新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、内蒙古自治区

[在上海日本国総領事館](#): +86-(0)10-8592-7044 (緊急連絡事務所)

管轄: 上海市、安徽省、浙江省、江蘇省、江西省

[在広州日本国総領事館](#): +86-(0)20-8334-3009

管轄: 広東省、海南省、福建省、広西チワン族自治区

[在瀋陽日本国総領事館](#): +86-(0)24-2322-7490

管轄: 遼寧省(大連市を除く。)、吉林省、黒龍江省

[在大連日本国総領事館](#): +86-(0)411-8370-4077

管轄: 大連市

[在重慶日本国総領事館](#): +86-(0)23-6373-3585

管轄: 重慶市、四川省、貴州省、雲南省

[在青島日本国総領事館](#): +86-(0)532-8090-0001

管轄: 山東省

付録2: 法律と領事条約

中国の法律

[刑法\(英語:2021年\)](#)

[刑事訴訟法\(英語:2018年\)](#)

[反スパイ法\(日本語:2023年\)](#)

[国家秘密保護法\(英語: 2024年\)](#)

[中国の改正国家秘密保護法の概要\(日本語\)](#)

[刑事訴訟法における 弁護士の「守秘の権利」および「通報義務」\(英語:2015年\)](#)

[Nationality Law \(1980\) 国籍法\(英語:1980年\)](#)

[中国国籍法\(日本語 1980年\)](#)

領事条約

[領事関係に関するウィーン条約\(1961年\)](#)

[領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定\(2010年\)](#)

日本以外の国と中国との領事条約については、[ハンドブック英語版](#)または[こちらのリスト](#) (EU加盟国用)をご覧ください。

付録3: 協力者

拘束されたご家族を助ける上で、市民団体をはじめとした適切な支援を提供できる協力者を見つけられるよう、下記にその手掛かりとなる団体をリストにまとめました。国際的な組織を含む、より多くの団体リストについては、[ハンドブック英語版](#)からご覧いただけます。

なお、いずれの団体についても、その団体の社会的イメージがご自分のケースに適しているかどうか確認してから連絡しましょう

また、いずれの団体とやり取りする際にも、通信は暗号化するようにしてください(相手の団体が暗号化に対応していない場合、対応するよう要請します)。その際、ご家族の件を公開したいか、非公開にしておきたいかを相手に明確に伝えます。これらの団体は、貴重なサポートや助言を提供してくれますが、主導権はあなたにあることを忘れないでください。

注: 下記のリストは、一般に公開されている情報を基に作成しており、すべての情報をカバーしているわけではありません。なお、リストに掲載した団体のいずれも、ハンドブックの作成に関与していません。また、団体名の掲載はSafeguard Defendersによる公式承認を意味するものではありません。

市民団体

当ハンドブックに掲載した助言や推奨される行動について、さらなる説明をご希望される場合、こちらのアドレスまで英語または中国語でご連絡ください: info@safeguarddefenders.com

[アジア法律家ネットワーク\(ALN\)](#)

学者主導の小規模組織。中国において恣意的に拘束された人々(日本人および中国人教授を含む)の救出に取り組んだ経験も。

[ヒューマンライツ・ナウ](#)

日本発の国際人権NGO。国連特別協議資格を持ち、国際的な活動も展開。

[ヒューマン・ライツ・ウォッチ](#)

国際人権NGOの日本支部。

[アムネスティ・インターナショナル](#)

国際人権NGOの日本支部。

政界の協力者

拘束されているご家族の件が、政府課題として継続して取り上げられていくためには、ご自分の国の政府関係者の中に協力者を見つけることが不可欠です。

[対中政策に関する列国議会連盟\(IPAC\)](#)

IPACは、中国をめぐりより民主的な政策を確保することを目指す超党派の国際議員連盟。世界40カ国から250名以上の議員([日本からは20名以上](#))が参加しています。IPACは、拘束されているご家族を解放するため、あなたに参加議員を紹介したり、国際的なプロジェクトを調整したりすることが可能です。なお、日本国内にはIPACと連携している超党派の議員連盟「対中政策に関する国会議員連盟(JPAC)」もあります。

[衆議院議員一覧](#)

[参議院議員一覧](#)

付録4:追加資料

中国におけるデジタルセキュリティ、恣意的拘束、指定場所での居住監視(RSDL)、法の支配について、下記に資料をまとめました。資料の中には、Safeguard Defendersによる出版物の他、他の市民団体によるものやニュース記事などが含まれます。これらの資料を手がかりに、さらなる調査を進めていきましょう。ご家族を助ける上で、知識はあなたを守り、活動を後押ししてくれる心強い味方になるでしょう。

オンラインセキュリティ

[実践的デジタルプロテクション](#)

中国国内で活動している人を対象とした、Safeguard Defenders によるWindows、Android、iOS、Mac のマニュアル(中国語・英語)。

[WeChat の安全性について知っておくべきことすべて](#)

中国発SNS「WeChat(微信)」の安全な使用方法について。

[気球やTikTokだけじゃない WeChatという中国の「侵入口」](#)

中国発SNS「WeChat(微信)」の危険性を警告。

[VPNは必要か?VPN接続が必要な場面5選](#)

VPNの必要性和、どんな場面で必要かを解説。

[中国出張でPCは“肌身離さず”でなければいけない、なぜ?](#)

[中国「個人や組織の電子機器の調査を行う」新規定が施行 「空港でスマホを調べられた」SNS投稿が相次ぐ](#)

[中国で日本人拘束...「恣意的捜査」によって日本企業は情報提供の「義務」に直面する](#)

中国の監視居住(RDSL)と拘束

[監禁:中国RSDL秘密刑務所の内部](#)

Safeguard Defendersによる2021年版図解レポート「指定された場所での居住監視(RDSL)」(英語)。

[失踪人民共和国\(第2版\)](#)

Safeguard Defenders編、RSDL元受刑者の実体験(英語)。

[英情報通信庁、中国テレビ局を調査へ 「自白強要」の申し立て受け](#)

[中国で捕らわれた外国人を待つ地獄の日々](#)

[中国で1000日以上拘束のカナダ人、「心理的」拷問を受けた経験語る](#)

[「太陽が恋しい」中国で拘束の豪記者、3年目のメッセージ](#)

[中国テレビ局のオーストラリア人キャスター、中国で拘束](#)

[「私はスパイじゃない」中国で懲役6年の男性語る“監視居住”](#)

[中国拘束2279日 スパイにされた親中派日本人の記録](#)

Safeguard Defendersは2024年、中国の拘置所や刑務所の事情について元受刑者を対象に調査を実施。2025年にはその調査報告書が出版される予定です。最新情報については、当団体の[公式ウェブサイト](#)をご覧ください。また、[ニュースレターへのご登録](#)をお願いします。

恣意的拘束

[二国間関係における恣意的拘束の利用に反対する宣言](#)

(英語・フランス語のみ)

[二国間関係における恣意的拘束の利用に反対する宣言」要旨](#)

[摘発対象拡大、経済・言論の足かせに 中国、反スパイ法施行10年](#)

[【声明紹介】中国「709事件弁護士一斉拘束一周年家族による共同声明」のご紹介](#)

[中国、人権派弁護士に4年6カ月の実刑判決 国家政権転覆罪で](#)

[スパイを疑われて突然拘束…中国で6年服役した日本人男性が驚愕した中国当局の“ありえない実態”「北朝鮮に関する話は違法だ」](#)

[中国で拘束の大手製薬会社の日本人社員 起訴](#)

[「出国禁止措置の厳格化」で中国は自国経済を自ら追い込む](#)

[＜社説＞中国反スパイ法 恣意的拘束増える懸念](#)

[スパイ容疑で中国に拘束された日本人を救う方法](#)

中国における法の支配

[アクセス拒否:中国による弁護活動妨害](#)

Safeguard Defendersによる2021年の調査報告。習近平国家主席のもと、中国政府が違法に弁護士活動を制限していることや、人権弁護士を弾圧していることを公表(英語)。

[台本と演出:中国によるテレビでの自白強要の舞台裏](#)

Safeguard Defendersによる2018年の調査報告。拷問や脅迫で被拘束者に自白を迫り、自白の様子をテレビ放映する当局の違法行為を公表(英語)。

[中国による出国禁止で帰国できない](#)

Safeguard Defendersによる2023年の調査報告。中国が出国禁止の対象を拡大し、人権活動家から外国人に至るまで中国から出られなくなっている状況を公表(英語)。

[基礎団展、有罪率過去最高など、2022年の中国司法](#)

Safeguard Defendersによる中国の有罪率に関する調査報告(英語・中国語)。

[中国の裁判所、カナダ人被告の死刑判決を維持 別のカナダ人に懲役11年](#)

[中国裁判のオンライン配信\(tingshen\)](#)

裁判のライブ配信や録画配信を閲覧できるプラットフォーム。2016年に運用が開始され、2024年現在も継続。これまで数百万件の裁判を放映(中国語)。

付録5:ブックリスト

読書は極めて個人的な行為であり、どんな作家や本の種類を好むかは人それぞれです。ご家族が中国に出発する前に、読みたい本のリストをもらっておきましょう。本のタイトルやジャンルについては、領事面会を通じ尋ねることも可能です。

指定場所での居住監視(RSDL)の元受刑者からの推薦を踏まえ、ここに短い本のリストをまとめました。ファンタジー作品やフィクションは、一種の現実逃避的な空間を与えてくれるかもしれませんが、狭い空間でできるエクササイズの本や精神力を鍛える本、困難を生き抜いたサバイバル系の本などの、実践的な本は特に役に立ったという声も多数ありました。

RSDLや拘置所で過ごす時間は長く、退屈です。またすべての本が警察の検閲を通過できるわけではありません。そうしたことを踏まえると、送付する本は長ければ長いほど、また多ければ多いほど良いということになります。いうまでもなく、人権や中国の政治および歴史、台湾、チベット、新疆などの政治的にセンシティブなテーマの本は送らないようにしましょう。検閲を通過しないばかりか、ご家族を追い詰めることになりかねません。

エクササイズの本

ヨーガバイブル: ~決定版 ヨーガのポーズ集~(クリスティーナ・ブラウン著)

プリズナートレーニング 圧倒的な強さを手に入れる究極の自重筋トレ(ポール・ウェイド著)

最新 ピラティスアナトミ: コアの安定とバランスのための本質と実践 (ラエル・イサコウ イッツ著)

ピラティス大全(菅原 順二監修)

自重筋カトレーニングアナトミ(ブレット・コントレラス著)

トレーニングのプロが本気で考えた 効果絶大自重筋トレ(今川 泰憲著)

軍隊式フィットネス(平山 隆一著)

精神力を鍛える本

すべてがうまくいかないとき チベット密教からのアドバイス(ペマ・チュードゥン著)

〈生きる意味〉を求めて(ヴィクトール・E. フランクル著)

マインドフルネス(バンテ・H・グナラタナ著)

エンデュアランス号漂流(アルフレッド ランシング著)

心の監獄 選択の自由とは何か?(エディス・エヴァ・イーガー著)

ネルソン・マンデラ 私自身との対話(ネルソン・マンデラ著)

サバイバル系の本

人質460日——なぜ生きることを諦めなかったのか(アマンダ・リンドハウト&ジャーナリストのサラ・コーベット共著)

アンデスの奇蹟(ナンド・パラード+ヴィンス・ラウス著)

世界でいちばん幸せな男: 101歳、アウシュヴィッツ生存者が語る美しい人生の見つけ方(エディー・ジェイク著)

遺体: 震災、津波の果てに

海神襲来 インド洋大津波・生存者たちの証言

生きる勇氣: アウシュヴィッツ 70年目のメッセージ(クリスタ・シュパンバウアー著)

袴田事件 神になるしかなかった男の58年(青柳 雄介 著)

無人島に生きる十六人 (須川 邦彦 著)

中華人民共和国において、政治的動機に基づいた外国人の逮捕はますます増加しています。残された家族や友人は、愛する人を探す中、この国の不透明な司法制度を前に無力感に打ちひしがれています。このハンドブックは、そんな彼らのためのものです。

ハンドブック「中国で失踪」の主な目的は、ご家族が中国で拘束されてしまった人のための総合案内窓口となり、資料や情報を提供することです。その一環として、中国の法執行や司法制度がどのように機能しているか、また被拘束者の国の政府および中国政府が被拘束者に対して負う義務について説明します。さらに有能な弁護士を探す方法やメディア対応の戦略、そして拘束されたご家族をよりよく守り助けられるよう、協力者を探す方法もご紹介します。

第二の目的は、中華人民共和国における外国人の恣意的な拘束が増加していること、またその際、適正な手続きが欠如していることについて認識を高めることにあります。さらにハンドブックでは、外国政府が中国で拘束された自国市民の権利を守るため十分手を尽くしていないことや、中国政府が国際義務違反を繰り返した場合にその責任を十分追求していないことについても指摘しています。

safeguard
DEFENDERS